

# 不動産取引のDXに伴う司法書士実務の在り方について

司法書士総合研究所  
司法書士業務DX推進研究部会

主任研究員 吉岡 淳一  
研究員 木村 博之  
研究員 高木 祥光  
研究員 松永 賢一  
研究員 浅野 知則  
研究員 加藤 章

当研究部会では、日司連会長から当研究部会に対して行われた令和3年度会長諮問の内容を中心に、デジタル社会における司法書士は、依頼者とどう向き合えば良いのか、また、これからの司法書士は何を武器に実務と向き合えば良いのかについて、考察を行った。なお、本稿は前述諮問に対する答申資料を中心に、令和4年度に再構築したまとめとして、令和4年度総研大会（令和5年2月25日開催）で使用した資料についても併せて掲載する。

## 第1 はじめに

### 1. DXを行う為には、データの無限循環が必要

今回の諮問は、不動産取引においてDXが近く実現すること、および、その世界においても、まだなお司法書士が存在し続けていること、という2点が前提となっている。そこで、当研究部会は、これらを基礎として、不動産取引は、遅かれ早かれ間違いなくDX化されるであろうことから、そのDX化を誰が主導し、どのようなところまで実現される可能性があるのか、その検討の延長に、はたして司法書士という資格者の存在意義は見いだせるのか、調査研究を行った。関係機関が公表している統計データ等がほぼ皆無であるなか、研究員は実存する技術のみを組み合わせ、容易に実現可能と思われる世界を想定したので、調査研究結果が近い将来にその価値を失う可能性は排除し得ない。そのうえで、荒唐無稽なSF映画にならぬよう、現実可能性との接点に細心の注意を払いつつ、各自が想像力を働かせて調査研究を実施した。

当研究部会は、まずDX化を実施するために必要不可欠となるビッグデータ（このデータを解析し何らかの相関関係を見つけ出すことがDX化の肝となる）を、だれが、どこで、どのようにして成長させることになるかに着目した。ここでとりわけ重要なことは、誰がビッグデータを作るのか、日本司法書士会連合会（以下「日司連」という）がどこまでそのビッグデータ生成に関与できるのかにより、司法書士業界の行く末が大きく変化するという点である。

ここでDX化を実現する為に必要となるビッグデータの生成方法について概説する。本答申におけるビッグデータとは、デジタル社会で日々記録される行動履歴（利用者がシステムに対して操作した全ての履歴）の情報を一つのシステムの中に蓄積し続けることで生成される巨大なデータ群を指す。そして、AIを用いてこのデータ群の中に相関関係を見いだすことがDX化につながる。具体的には、

- ・いつ 日時
- ・だれが NSRxの利用者登録をした際に提供を受けた情報（氏名・住所・性別・年齢）  
NSRxを利用して司法書士に事件を委任したことがあるか否かも含む
- ・どこから 実際にシステムを利用している大まかな地域（市区町村）
- ・何を使って PC、タブレット、スマートフォンなど
- ・どこを経由して 携帯電話回線、自宅等の光回線、CATV網、公衆Wi-Fiなど
- ・閲覧した情報 日司連が公開した相続登記に関する動画、後見関連の動画など

などの一つひとつの情報は、単なる事実が記録されただけにすぎない。しかし、時間をかけて「一カ所」にこれらの情報を収集し続けることによって、データ量は膨大なものとなり、それは「巨大な価値のあるデー

タ群」へと成長していくのである。

なぜ、個別の事実を記録したに過ぎないデータが「巨大な価値のあるデータ群（ビッグデータ）」に成長するのかというと、この膨大なデータを分析することにより相関関係が浮かび上がるからである。つまり、特定の属性を持つ者はこのような行動をとる傾向がある、特定の情報を提供することで利用率が増加する傾向にある、といった具合である。この相関関係こそが、次の施策を検討する際の生きた資料となり、次のDX化を行う際に非常に重要な判断材料となる。1段階目のDX実行、それにより集めたデータを加えて先の施策を修正した2段階目のDX実行、さらに3段階目のDX、4段階目…と無限に繰り返すことで、徐々に精度が向上し、時代に応じた施策を実行できるようになる。それゆえに、データ群が「ビッグデータ」として極めて利用価値の高いものとみなされるのである。

一定の施策を機械化して自動化することで、例えば、利用者により興味を示してもらえる情報（コンテンツ動画など）を、属性に合わせて提供できるようになり、広告宣伝の効果も飛躍的に向上することが期待できる。具体的には、高齢者には、相続登記や後見に関する情報を、20～30歳代には、会社設立や定款の重要性に関する情報を、といったように属性に応じて提供できるようになる。加えて、実際に、こちらの思惑通りに興味を示してもらえたのか、という広告宣伝した効果測定についてもビッグデータは活用できる。いようなれば、日司連が国民に対して、24時間365日アンケートをとり、利用者に反応があればリアルタイムに集計して分析し、その結果を即時活用しているような状況を創り出せるのである。

## 2. 日司連が主導して不動産取引プラットフォームを構築・運用するほか選択肢はない

不動産取引のDXを行う為に必要となる、前述のデータの収集、分析、機械判断、自動実行を無限に循環させる仕組みを実際に実行する共通のシステム環境（プラットフォーム）を、「取引標準基盤（当研究部会での呼称設定）」と呼ぶことにする。この取引標準基盤設置の主たる目的の一つが「ビッグデータを収集し育てること」である。そのためには、不動産取引に関係する一人でも多くの当事者に長期間にわたって使用してもらえる（すなわち、このシステムを使用し続けることが最適解だと認識してもらえる）ような魅力のある機能を有した、信頼性の高いシステムでなければならない。なぜならば、これを実現した者こそが「巨大な価値のあるデータ群（ビッグデータ）」の恩恵を最大限享受して、市場に対して最も影響力を持ち得るからである。DX化するための技術そのものは、すでに誰でも手に入れることができるため、早ければ2、3年以内に不動産取引の市場を席捲するような取引標準基盤が登場する可能性は、十分に考えられる。

すなわち、この取引標準基盤を、誰が主導して構築し、運用するのにかよって、司法書士業界の命運は大きく左右される。具体的には、日司連が主導して構築し運用できれば、引き続き司法書士は不動産取引における不可欠なアクターとして存続できると考えられるが、日司連以外の第三者が取引標準基盤の構築を主導することになれば、司法書士が不動産取引において果たせる役割が消失する可能性が非常に高い（理由については、第2に譲る）。

今回の諮問は不動産取引がDX化された後の世界においてもまだなお司法書士が存在していることを前提としているため、ここでは日司連が主導して取引標準基盤（仮称：NSRx）を構築し運用するという路線を基本方針として、以降の調査研究を行った。

## 3. NSRxアプリを通じたPRで土壌作り

NSRxの構想をするにあたり、現在の不動産取引におけるプロセスのうち、登記申請データの送信等、自動化可能なプロセスは可能な限り機械化・自動化することを原則とした。その上で、収集した情報を「巨大な価値のあるデータ群（ビッグデータ）」に成長させるにあたって、そのビッグデータを日司連が最も広範囲でかつ容易にアクセスできるようにするためには、どのような取引標準基盤を構築すれば良いか、という観点から検討した。なぜならば、倫理的に許される範囲で、日司連が成長し続けるビッグデータの全てを自由に使えることが、司法書士が関係する全ての領域に対してDX化を行う鍵となるからである（まともなビッグデータを入手できないとDXの精度も低くなる）。

また、日司連が不動産取引のDX化を主導し、自前の取引標準基盤で収集したデータをいつでもフル活用できるとすれば、日司連および司法書士業界には副次的効果として様々な恩恵が期待できる。分かりやすい一例として「NSRxアプリによるPR」がある。

NSRxアプリとは、取引標準基盤上で行う全ての機能を使うために必須となる専用アプリケーションで、スマートフォンの中でのみ動作（WEBサービスではない）するツールである。

例えば、現状の日司連および各司法書士会が行う広報宣伝活動（以下「業界PR」）は、ポスターやチラシという媒体に限られるため、その実施場所が極めて限定的にならざるを得ないという問題がある。具体的には、司法書士事務所、法務局、公証役場、地方自治体の市民相談窓口のカウンター等、既に何らかの情報をもとに法的支援を求めるといふ行動を起こしている者にしか、業界PRが届かない。さらには、そこを訪れる人の属性もつかめないのである（唯一収集できる属性情報といえば「既に法的支援を求めている者」であろうか）。性別も年齢も知ることはできず、当然業界PRの効果を客観的に測ることもできない。現状では、業界PRを担っているのが日司連をはじめ司法書士会担当者という生身の人間であるゆえに、時間やコストに制限があることは如何ともしがたい。しかし、NSRxアプリを通じた業界PRが実現すれば、こうした制限や限界はいとも簡単に突破できる。日司連や司法書士会は、従前の業界PRの方法および効果をさらに拡大し、これまではアクセスが難しかった、「今はまだ法的支援を求めてはいない者」にまでその範囲を拡大した業界PRを行うことができるようになるのである。「今はまだ」という状況の国民にもPRを通じて司法書士業務について知ってもらえる土壌を作っておけば、いざ「法的支援を受けたい」と思った時に「まずは司法書士に聞いてみるか」と考えてくれる可能性が高まるはずである。

イメージを持ってもらうために、ここで具体例について触れておきたい。まず、日司連が市場にNSRxアプリを広め利用者を獲得する。アプリは、利用者が求める情報を瞬時に機械的かつ自動的に選定し、利用者の属性に応じて最も効果があると判断したコンテンツを届ける。例えば、高齢者には、相続登記や遺言、後見業務を紹介するコンテンツを、学生には司法書士を志してもらうために司法書士の魅力を紹介したコンテンツを届けるという具合である（80歳代の者に「会社設立は司法書士にお任せください!」というコンテンツを提供してもあまり関心を持ってもらえないだろう）。

当研究部会において、「今はまだ法的支援を求めてはいない者」へのアクセスを重視し、司法書士が直接関与しないながらも司法書士業務にも活用できる機能という軸で検討した。その結果、不動産取引以外の場面で使用してもらえるデジタルトークン機能、広範囲の一般国民に使ってもらえる非対面本人確認システム、オンライン本人確認システムなどを実装したアプリが効果的であるという結論に至った（第4・基1以降に譲る）。

この仕組みがうまく機能すれば、前述したとおり、もしもその利用者が法律の知識を必要とする事態が起きたときに、既に身近な存在となっているであろう司法書士を訪ねてくるという可能性が、高まるものと期待される（無論、これを実現するためには日司連および司法書士会は相当数の業界PRコンテンツを用意する必要があることには留意されたい）。NSRxアプリを通じて、「今はまだ法的支援を求めてはいない者」に対して業界PRすることの重要性について、今一度検討していただくことを強く希望するものである。

#### 4. 自らの手でビッグデータを成長させた者が最も影響力を持つ

取引標準基盤に集まるビッグデータをうまく活用し、国民一人ひとりに対してそれぞれ異なる効果的なアクションを行い、そしてまたそのデータがデータ群に追加される、この無限循環を24時間365日回し続けることで、司法書士業界は時代の最先端で国民が何を求めているかを正確に把握し続けることができる。

不動産取引に限らず、育て上げたビッグデータを使ってDX化を行う為には、その基礎となるデータ群の総量と鮮度が非常に重要となる。他人の手により切り取り加工された鮮度の悪いデータを使ってDX化を試みても効果は薄いという点に注意が必要である。なぜならば、誰かが切り取り加工した時点でそのデータは既に過去の古いデータとなっていること、また、自らの手で「巨大な価値のあるデータ群（ビッグデータ）」を成長させた者が、まともなデータをそう簡単に第三者に開示するはずがないからである。DXの鍵は、前述のとおり、ビッグデータを解析し属性と行動履歴を紐付けた精度が高い相関関係の一つでも多く見つけ出すことが非常に重要となる。そのため、分母となるデータ群全体の総量が大きければ大きいほど、より正確な結果が導き出せるわけである。

旧GAFに代表される巨大IT企業は、いずれも独自のプラットフォームを構築し、それらを使ってユーザーの情報をあまねく収集し、個人の嗜好に応じた効果的な宣伝をピンポイントで打ち出すことで、利便性を高め、ユーザーを囲い込むことに成功している。だからこそ、彼らは各々の分野で市場を独占することに

成功しているのである。今や、プラットフォームを有していない者は、いくら価格や性能などで魅力的な商品を開発したとしても、それだけで市場を独占することは難しいのである。

これらの事を前提に考えると、本当の意味において、司法書士業界の行く末を考えなければならない日司連が、その意向を最大限反映させることができるDX化を実現する為には、日司連自身が最も多くのデータを手にできる方法、すなわち、日司連が主導して取引標準基盤を構築し運用するしか道は残されていない、との結論に至った（もし、本文を大げさ過ぎて話にならないと感じている方がいるとすれば、その方は危機意識が欠如しており、司法書士業界の一大転換期において動脈硬化になる可能性が高いと言わざるを得ない）。司法書士が起きていようが寝ていようが、日司連の役員改選年度における執行空白期間であろうが、来る日も来る日も勝手に司法書士業界のために「巨大な価値のあるデータ群（ビッグデータ）」を成長させ続けてくれるシステムを構築することが不可欠であり、これを実現する方法の一例が、ここで紹介したNSRxアプリなのである。

日司連が主導して取引標準基盤を構築し運用することが、国民にとっても利益になる。営利を目的とする企業集団が構築した取引標準基盤が保持するビッグデータにおいては、利用者の属性を決定付ける個人情報さらなる利益の為に必ず転売され、二次、三次利用される。これは前述した巨大IT業界が合法的に行っているビジネスモデルをみても明白である。しかし、日司連は営利団体ではなく、個人情報に対する考え方も彼らとは大きく異なる。利用者である国民の情報をより中立かつ確かな方法で守ることで、デジタル社会における「国民の権利擁護」を実現することができる。司法書士業界（日司連）は、国民の権利を擁護するために行動を起こすべきなのである。

## 5. 日司連は「想定していなかった」を限りなくゼロにできる唯一の存在

司法書士が関係する業界においてDX化が加速すると、日司連の業界団体としての役割も、必然的に変化を迫られる。DX化後の世界でも、司法書士業界の方向性について、生身の人間である日司連役員が意思決定を行うこと自体には変わりはない。しかし、その意思決定を実現する為の方策が、機械化・自動化されたシステムへと移行する。つまり、生身の人間の役割は、大局的な方向性を決定づける意思決定と、前述したシステムがデータを無限循環させ機械的に決定していく施策の構築および運用が主な業務となり、生身の人間である役員が行う業務範囲は徐々に狭くなるであろう（日司連の役員が、機械化・自動化されたシステムよりも高速かつ正確に施策を打ち出せるのであれば別の帰結にもなり得るが、事実上不可能であることを申し添えておく）。

司法書士業界に迫ってくるDX化の波を甘く見てはいけない。従前司法書士にしかできないことが常識であった職域でも、DX化の波で機械化・自動化され、司法書士の存在意義が失われる可能性は十分にあると考えておくべきである。日司連執行部は、日々、非常に難しい判断に直面しているが、DX化の波についても、もはや猶予はないとの認識のもと、後になって「想定していなかった」という取り返しがつかない事態を招かぬよう、先手先手で業界をリードしていただきたい。司法書士業界唯一の業界団体である以上、その過程で業界の内外に波風が立つこともあると想定されるが、必要なことは主張し、歓迎されざる将来予測にも正面から向き合う姿勢をもっていただくことが肝要である。何より、それができるのは日司連以外にはないという事実を改めて強調したい。NSRxを構築し運用していくためには様々な高い障壁が存在するであろうが、不動産取引に限らず様々な分野でDX化が進んだ未来において、司法書士が「身近なくらしの中の法律家」として国民に求められ続けるためには、他に方策はないのである。

## 第2 諮問に対する結論

### 1. 「取引標準基盤の構築主体と司法書士業界」に関する調査研究結果

想定1 「不動産関連事業者+技術系企業」が主導して設計構築した取引標準基盤が国内標準となる場合

- ・結論 この場合、司法書士業界は登記実務において壊滅的な影響を受けると考えられる。諮問は「不動産取引に今後も司法書士が関与できる」ことを前提としているが、それが成り立たなくなり、答申自体不能という結論に至った。
- ・理由 日司連は、取引標準基盤に蓄積される全てのビッグデータに容易にアクセスすることができないため、司法書士業界のDX化は不可能となる。よって、実務の在り方としては、

わずかに残るシステム化できない不動産登記業務において生き残る道を模索することになる。

日司連も、設計開発段階においてはアライアンスパートナーとして参加できると考えられるが、その立場は限定的で、業界意見を述べる機会が確保される程度に留まるであろう。その場合、日司連が、司法書士が関与しない取引が、いかに国民ひいては国家にとってリスクを孕むかを主張しても、そのリスクは、ことごとく最新技術や経済的取引保証制度など、司法書士が関与しない代替方法によって回避される可能性が高い。加えて、日司連が司法書士関与の必要性を主張することによって、むしろ技術開発において特に注力する課題（ポイント）を示唆することになり、結果的に、司法書士が関与しない取引標準基盤の実現を促進することになりかねない。そのため、日司連は自縄自縛状態に陥る恐れがある。

このようにして構築されたシステムが実現した結果、大半の登記事件は司法書士が関与しない取引標準基盤で実行されるようになり、司法書士業界に残される不動産登記業務は、システム処理できない複雑な事情が錯綜した事件のみとなる。

取引標準基盤の運用が開始されると、そこには日々様々な情報が蓄積される。それらのデータを解析することで、次なるサービスを創設（DX化）する貴重な資料とすることが可能となるが、日司連はそのごく一部にしかアクセスできず（最悪の場合、個人情報の壁により全く入手できないこともあり得る）、司法書士業界のDX化を行う為に必要となるビッグデータも得られず、DX化は実現不可能となるであろう。

- ・補足 可能性として、司法書士に残される不動産登記業務は、前述したシステム化できない複雑な登記事件に加えて、「不動産関連事業者+技術系企業」が主導して設計構築した取引標準基盤に入力する情報を提案する業務になる。そのため、提案型業務の対応強化が求められる。

提案型業務ができるようになったとしても、デジタル化の波に乗り切れない司法書士は市場から淘汰される。司法書士が業として安定的に経済活動を行うのであれば、業界全体としてITスキルの底上げが急務（特にデジタル社会における個人情報保護の認識について早急な改善が望まれる）。

## 想定2 「日司連」が主導して設計構築された取引標準基盤（NSRx）が国内標準となる場合

- ・結論 この場合、デジタル化の波に乗ることができ、かつ提案型業務も行える司法書士は、職域の大半を維持できるという結論に至った。また、司法書士業界全体としてもNSRxに蓄積される全てのビッグデータを任意に活用したDX化が可能となり、新たな業務を創設する道も開ける（次世代における本人確認をはじめとする周辺実務の態様については別記を参照いただきたい）。
- ・理由 日司連が主導して取引標準基盤の開発をすることで、司法書士が共有する登記に対する思想を開発指針に反映させることが可能となり、国民の権利擁護につながる。また、あらゆる手続きがデジタル化されることで、形態こそ変われど司法書士の職域としては、ある程度は維持できるものと考えられる。ただし、日司連が主導して技術開発を行うとしても、極力限界までデジタル化を推進することを念頭に、想定1と同様の設計方針をとるべきである。ここでデジタル化の妥協点を見誤った（司法書士業界にとって甘いものにした）場合、NSRxは司法書士の職域（すなわち利権）を守るための業界エゴシステムと認識され、誰も利用しなくなる恐れがある。加えて、想定1を実現しようと模索する当事者に、彼ら自身の取引標準基盤の実現を加速させるきっかけを与えることになってしまうことにも留意する必要がある。

この妥協点を見定めるにあたり、個々の司法書士が念頭に置かなければならない点がある。それは、一定の要件を満たせば、NSRx上では司法書士が関与せずとも登記申請完了まで取引が実現するという現実である。これにより司法書士から一部の登記事件を事実上奪うことにならざるを得ないが、これらの事件もNSRxに蓄積されるビッグデータを構成

する要素として必要であり、司法書士業界のDX化を行う為に不可欠であることを理解してもらう必要がある（どのみち司法書士業務の一部がデジタル化されるのであれば、せめて日司連でビッグデータを育て、DXで次世代の司法書士の業務を創設してほしい）。

また、日司連が主導し取引標準基盤を開発することで、司法書士業界にとって副次的メリットも見えてくる。それは、この取引標準基盤を利用するために必要となる専用アプリを、日司連や司法書士会の広報媒体として活用することで、今はまだ法的支援を求めている国民に対しても、いざという時にスムーズに司法書士にアプローチしてもらう土壌を整えておくことができる点である（当研究部会において検討した「司法書士業界が主導し構築する取引標準基盤（仮称・NSRx）」の詳細については第4以降を参照いただきたい）。

## 2. 本人確認と意思確認に関する調査研究結果

・結論 現時点で実現可能と考えられるあらゆる技術を駆使すれば、本人確認は可能であるが、司法書士が考えるレベルの意思確認は不可能という結論に至った。

・理由1（本人確認について）

これほどITが発達し、様々なインターネット上のサービスが提供されているにもかかわらず、これらのサービスを利用する個人（Ar）が、インターネット上で活動する者（Av）と同一人物であり、Avがインターネット上で行った行為の効果はArに帰属する、という基本的な論理構成を保証する、Ar=Avという事実をインターネット上で証明することは非常に困難である。

しかし、NSRxの利用者登録を、司法書士事務所において対面本人確認を経ることを義務付けることや、デジタル上の本人確認にソフトウェアトークンによるワンタイムパスワードなどの多要素認証を組み合わせること、卒業アルバムなどの過去の情報、特に今回の売主が買主であった20年前に受けた本人確認時の情報（NSRx内に保管されているビデオチャットの録画データなど）も活用し、瞬間的な本人確認ではなく、断片的な情報を集めていることに変わりはないが、かなりの長期にわたりArがこの世に実在し続けていた事実をも判断材料とすることで、限りなくAr=Avであることを技術的に証明することが可能である。

既に市場にはデジタル的に身元を証明するサービスが存在しているが、多くの一般国民にとって、得体の知れない企業が運営するシステムに自分のパスポート情報や顔写真データを登録することには抵抗感があるだろう。そこで、日司連がこれまで国民の間に築いてきた（であろう）信頼感を活用して、日司連が本人確認システムを提供することで、国民の間に活用を促す効果が見込まれ、かなりの精度でAr=Avを証明することができると思われる。「本人確認はNSRxで行う」という新しい常識を国内に形成していくことが肝要となる。

・理由2（意思確認について）

意思確認の肝となるポイントは、真意に基づく発言であるか否かをデジタル的にどのように証明するかに尽きる。現在、市場で行われている非対面本人確認においては、面談を行う部屋の中に第三者がいないことを映像で互いに確認する方法によって第三者の影響を排除していることが多いが、当研究部会においては、その程度で真意が担保できるとの結論には至らなかった。なぜならば、被意思確認者の真意に影響を与える要件は他にも複数あると考えられ、第三者の同席だけを排除してもその実効性は担保できないからである。技術的には、血圧、脈拍、声紋認証、虹彩認証などによって被確認者の緊張度合いを測ることにより、意図していない言動なのかどうかについては、一定程度判別が可能であると考えられるが、当研究部会で検証実験を実施していないため、現時点では実現できないという結論に留めておくべきと判断した。加えて、特殊詐欺被害者のように動機の錯誤に基づきとられた行動であれば、本人自身は全てにおいて正しい行動をしているという認識であるため、前述の方法で緊張度合いを測っても、求める結果は得られないであろう。

民間企業や、現在の世の中で許容されている程度の意味確認であれば、すぐにでも実装できるところではあるが、司法書士が考えるほどの意味確認システムを構築するためには、当然「意思能力」についても何らかの技術的担保が必要であることから、NSRxに実装するには相当の研究が必要になると考えられる。

### 第3 司法書士業界に認識してほしい7つの事実

1. 司法書士業界に技術革新を抑止する力はなく、その行方を左右する立場にもない
2. 司法書士を関与させずに登記しようとする国民が既に一定数存在し、今後増加する
3. 司法書士業務はサービス業でもあり、その必要性は市場（国民）が決める
4. 司法書士業務の流れを区分する論理的思考を誰もが身につけるべき
5. 司法書士の登記不関与率が上がっても、不確かな登記はそれほど増加しない
6. 司法書士が目指すべき道は、デジタル処理に明るい「提案型」超専門職能
7. デジタル化の潮流を日司連が主導できなければ、取引市場から司法書士は淘汰される

#### (1) 司法書士業界に技術革新を抑止する力はなく、その行方を左右する立場にもない

技術業界と法律業界では、活動するフィールドや目指すものには決定的な違いがある。

技術業界が目指すところは、従来、人間が労力を投じて行ってきた行為の一部を、技術（主に、システム開発）により自動化し、解放されたマンパワーを人間にしかできないより有益なことに振り向けることで、人々の暮らしをより豊かにすることである。そのため、仮に開発した技術を求めるニーズが市場に存在するにもかかわらず、関係法令との抵触等、何らかの制約を受ける場合、その抵触する関係法令の制約を取り除くこと、すなわち「規制緩和の実現を目指して行動する」傾向が強い。

他方、法律業界は、「関係法令の枠の中において」いかに有する知見をもって国民の権利擁護に寄与できるかという点を軸に、先人が築き上げた実績を土台に日々業務を行っている。

業界が異なれば、スピード感はもとより、重視するポイントやそれを実現するための手段も異なるという至極当然の帰結を述べたに過ぎず、そこに優劣や善悪はない。それぞれの業界が、互いに互いを尊重し、相互に一定の緊張感を持った上で、それぞれのフィールドで活躍すべきである。技術業界主導で開発されるサービスを法律業界が快く思わないのであれば、法律業界が主導してシステム開発を行うべきである。

#### (2) 司法書士を関与させずに登記しようとする国民が既に一定数存在し、今後増加する

我が国の課題の一つに格差社会の改善が挙げられるが、厚生労働省が発表したデータ<sup>(1)</sup>によると、1990年から2017年までの約30年間の再分配所得ジニ係数はほぼ横ばいであり、経済格差は拡大も縮小もしていない。しかし、過去30年間、我が国ではデフレが進行し、30年前と比べて国民の所得は約10%減少している。これは国民が総体として貧しくなっていることを意味しており、従前と比べて経済的困窮者にカテゴライズされる人口が増加しているとみることができる。

このことは、登記申請当事者になる可能性がある国民の全てに影響する。目先のコストカットを優先したいと思う者が増加するのは当然であり、「司法書士に支払う費用（報酬）は無駄」と感じて「司法書士を関与させずに登記したい」と考える層が増加するのは時間の問題である。

それでも、従来は、本人申請は困難でハードルが高く、かといって司法書士への依頼に代替する方法もなかった。しかし、今後、誰でも簡単かつ安価な代替方法にアプローチできるとなれば、これまでの様子は一変するであろう。一度コストカットの対象となってしまった司法書士業界が、後になっていくらか司法書士関与の重要性を説いたとしても、代替方法でも問題なく登記ができることを知ってしまった国民の心に響くことはないだろう。

これらの社会背景をうけて登場したかどうかは定かではないが、近年登場した、司法書士が関与しない登記申請書作成WEBサービスは極めてタイムリーに市場に登場しており、市場には確実にニーズが存在する

(1) 厚生労働省・所得再分配によるジニ係数の改善の推移

<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/kousei/19/backdata/01-01-08-09.html>

ことを強く示唆している。このようなサービスが市場に普及すれば、経済的に困窮していない層においても、自分で問題なく低価格で登記が実現するならば、利用者が増えることが見込まれる。こうした潮流により、このままでは、司法書士が関与しない登記申請件数は今後徐々に増加するであろう。司法書士を関与させずとも、自分で登記ができた、という、ある種の成功経験者を増やしてしまうと、司法書士排除論の後押しにもつながるため、見過ごすことはできない。

日司連が行う「相続登記義務化に関する広報活動」についても再考する必要がある。それは、今以上に国民に対して司法書士の重要性をアピールできなければ、今回の義務化が国民の司法書士離れを引き起こしかねないということである。このアピールを行うにあたり重要なのは、民間人でありながらも「公益的立場を有する日司連の目線で」制度広報を行うことと、「国民の目線で」司法書士報酬に見合うだけのメリットをいかに具体的に（かつ、さりげなく）示せるかである。前者だけをいくらアピールしても、司法書士業界にコンタクトしようとする者は限定的であろう。重要なのは後者であり、国民に、司法書士報酬に見合うだけの恩恵を受けることができると感じさせることができなければ、司法書士へのコンタクトにつながらない。司法書士業界が考える以上に、国民は費用対効果を意識していること、コストに厳しくドライであることを、日司連において今一度認識してもらいたい。これは、一般企業が安い労働力を求めるのと同じ原理である。

### （3）司法書士業務はサービス業でもあり、その必要性は市場（国民）が決める

司法書士業務を継続して行うために必要と考えられる主な要素は、①職人気質、②接客態度、③サービス業であるという自覚である。これらの要素の全てにおいて「国民が求める基準」に達した司法書士のみが、司法書士業をビジネスとして成立させられる時代になりつつある。

①職人気質： 制度誕生から150年となった司法書士は、今では「国民に身近な暮らしの中の法律家」として広く認知されるようになった。これは、業界団体である日司連、その基盤となる個々の司法書士が長きにわたり、国民一人ひとりに寄り添い積み重ねてきたがゆえに得られた信頼である。国民がイメージする司法書士は、法律家として職人の域に達していることを歴史が証明しているといっても過言ではない。先人の英知に恥じぬよう、また、これからも継続して国民の信頼を得続けるためには、幅広い研鑽が一層重要になると考える。

②接客態度： これはどのような業種であっても必要となる基本的要素である。今では行政サービスにおいても必須の要素であり、司法書士業で生計を成り立たせようとしている司法書士においても、必要不可欠な要素であることは疑い得ない。

③サービス業であるという自覚： 今後の司法書士業界にとって非常に重要となる要素である。ここでは、国民にとって司法書士業務とは、求める結果（ここでは、正しい登記を完了すること）を達成するための一手段に過ぎないという事実も認識しておかなければならない。

利益を上げ事業を成立させるためには、「サービスを提供する（供給）側の都合」と、「サービスを利用する（消費）側の都合」のバランスがとれている必要がある。提供する側が、市場に対して究極的な革新的技術を浸透できる場合や、利益を度外視してサービスを市場に拡散させることを意図する場合、また、他に代替手段がなく事実上市場を独占できる場合であれば、供給側が市場にサービスを投入するにあたり、消費側の都合を気にすることはない。しかし、残念ながら司法書士業務はこれに類しておらず、供給側と消費側の両面からのアプローチを検討しなければ事業として成立しない。

ここで司法書士法第3条業務の射程範囲について触れておく。司法書士業界は、なるべく独占領域が増えるよう、広義に司法書士業務を定義づけるが、市場、特に民間企業は、司法書士業務をなるべく狭義に定義付け、潜在的な商機分野を独占枠の外に位置付けることにインセンティブを持つ。前述した「司法書士が関与しない登記申請書作成WEBサービス」は、司法書士の独占業務に抵触しないとの位置付けのもとで登場した。となれば、どの手段を使い目的（登記申請）を達成するかを決めるのは、当事者である国民の自由意志に委ねられていることになる。司法書士業界側がいくら声高に司法書士関与の必要性を訴えても、実際に選択されなければ意味が無い。この点を、日司連や司法書士会は、今一度肝に銘じて、業界として効果的なPRとは何なのかを再検討されたい。

司法書士が行う登記業務は、一般国民にとっては複雑で、自ら行うには時間も労力も要することが多い。だからこそ、現在は司法書士に依頼しているわけだが、それに代替する方法があるのであれば、それを利用

するのが自然な選択となる。システム開発は日進月歩であり、日々、市場に新しいサービスが投入されている。司法書士という手段を使わずとも登記という目的が達成できる時代になりつつある。繰り返すが、国民にとっての司法書士業務は手段の一つに過ぎず、よりよいサービスを提供し、国民にその良さを理解してもらわなければ、国民に他の手段を選択されてしまうのである。

#### (4) 司法書士業務の流れを区分する論理的思考を誰もが身につけるべき

司法書士における「登記申請業務」を時系列で大まかに分解すると、受任、聴取、法的解釈の組み立て、書証の現認、最終的な法解釈および検証、登記に反映させるべき内容の決定、業務ソフトを用いて登記申請書作成、インターネット経由による登記申請、完了登記の確認、となるであろうか。この分解した業務の流れの内、前述の民間企業が提供している登記申請書作成WEBサービスは、「司法書士が業務ソフトを用いて行う登記申請書作成」についてのみであり、それ以前の過程については、UI\*【定義】参照の作り込みにより多少の誘導はあるが、基本的には利用者本人にデータを選別させ入力させている。

民間企業によるWEBサービスに対し、司法書士業界からは、登記申請業務はそんなに簡単なものではなく、そこに至るまでには様々な知見に基づいた判断を繰り返し、数多くの段階を経て、その結果として申請書が作成できるわけで、これらの途中段階をことごとく省略し、一瞬で自動化するWEBサービスを提供する企業は、登記申請というものが全く分かっていない、という意見を聞くことがある。しかし、現状の民間企業のサービスは「既に確定している内容を申請書に記載する行為」のみであり、当研究部会は、司法書士業務の神髄は、それに至るまでの過程にこそあると考える。それゆえ、民間企業によるWEBサービスが登場していることについては、言うなれば司法書士が使用している業務用ソフトが一般開放されたにすぎず、当研究部会では、静観すべきものとみなしている。

#### (5) 司法書士の登記不関与率が上がっても、不確かな登記はそれほど増加しない

前述したとおり、登記申請書を作成する過程に一定のパターンが存在するとするならば、その過程は確実にシステム構築による自動化が可能であり、司法書士が関与しなくとも登記申請書を作成することができる。とはいえ、そもそも係るシステムに適切な情報を入力する必要があること、パターン化できる登記申請に限定されること、登記官の審査をも経なければ登記が完了しないことなどを鑑みれば、現状では形式的には不確かな登記が入る可能性は極めて低いと考えられる。

しかし、売主買主である当事者が結託して事実と異なる取引を装った場合、システムとしてはその真偽を検証することができないため、入力された情報に矛盾が無い限り、登記申請は可能となってしまう。では、生身の人間である司法書士ならば、どの程度まで不実の登記を排除することができるのであろうか。司法書士が行う真偽検証の過程もまた、可能な限りデジタル的に実施すれば一定程度の効果も見込める。生身の人間でなければ不実の登記を防ぐことはできない、という主張には一理あるものの、その説得力は乏しい。この疑問に対する究極的な答えは、当研究部会では、未だデジタル処理ができないと結論づけた「意思確認のデジタル処理」に深くかかわるものと思料する（2022年度以降も継続して調査研究を行う予定）。

一方で、司法書士業界団体である日司連が運用するNSRxを使わなければ不動産取引ができない世界が実現できた場合、交番が存在するだけで犯罪への抑止効果があるように、不実の登記への一定の抑止力が働く可能性は高いであろう。

#### (6) 司法書士が目指すべき道は、デジタル処理に明るい「提案型」超専門職能

過去にも、司法書士業界がデジタル化の波に直面した場面は数多くあった。古くはワープロの登場であり、最近では業務用ソフト、インターネット経由の登記申請のための光回線の整備などである。

しかし、これら今までのデジタル化の波は、司法書士業務のアナログ作業をデジタル処理に移したに過ぎず、司法書士の職域そのものに対して直接的に影響を与えるものではなかった。ところが、近年の技術開発によるデジタル化の波は、これまでとは異なり、前述したWEBシステムサービスを筆頭に、司法書士業務の本質に影響するものが登場してきている。

本研究部会において、司法書士の本質的業務とは、登記申請にどのような事項を反映させるべきかを決定するまでの過程にこそあるという結論に至った。具体的には、目を見て感情を読みとること、依頼者の発言

の裏を読むような本音と建前をくみ取ること、聴取した事実と感情を法的に整理することなどである。これらに司法書士として培ってきた知見を加え、依頼者が真に望む目的に至る道筋を提案することこそが、自動化が難しい、生身の人間にしかできない領域であろう。今後、司法書士業界が一丸となって、こうした「提案型」業務に取り組む必要がある。そのため、日司連は、そうした司法書士の養成を急がなくてはならない。それでこそ、司法書士は民間サービスに代替されない専門職能集団として生き残ることが可能であり、国民にとって司法書士の存在を不可欠にすることができるのである。これが実現するならば、デジタル化の進展に何ら動じる必要は無い。なぜならば、単純に自動化される業務は、司法書士の本質的業務ではなく、いずれ淘汰されることが避けられないからである。

#### (7) デジタル化の潮流を日司連が主導できなければ、取引市場から司法書士は淘汰される

当研究部会において、登記申請書作成に限らず、不動産取引の全ての工程を、デジタルかつオンラインで、司法書士が関与せず実現することは可能なのかという調査研究を行ったところ、現行の関係法令を一部改正すれば、可能という結論に至った。ということは、不動産取引に携わる民間業界が主導して取引標準基盤の構築に成功した場合、不動産取引における司法書士の役割は大きく毀損される可能性が高い。

技術業界はあらゆる業務の自動化を図ることによって、人々の暮らしを豊かにしようとしている。司法書士業務の中核の一つである登記業務も例外ではない。技術業界が主導して新たな不動産取引プラットフォーム（取引標準基盤）を設計した場合、彼らにとっては、司法書士の代替手段を開発することが利益につながる以上、そこに司法書士が必要とされる可能性は低い。しかし、そうした取引標準基盤においては、営利第一目的ゆえ個人情報保護が不徹底であったり、情報の非対称性ゆえに生じる弱者保護が担保されなかったりという問題が生じる可能性が高い。そうしたプラットフォームが人口に膾炙してから、司法書士業界が、国民の権利擁護のためには司法書士が関与することが重要だと訴えても、趨勢を逆転させることは難しいだろう。

そうならないために、日司連は、売買当事者でも金融機関でもない、中立の立場で、国民の利益を最大化する取引標準基盤をどのように構築すべきなのか。この点について、調査研究を重ねた結果を、取引標準基盤の例（NSRx）として次項以降にその仕様を示す。

## 第4 NSRxの基本機能

### 基1. 多要素（所持要素）認証サーバーとデジタルトークンアプリ

- |          |  |
|----------|--|
| ・利用者レベル  | レベル1   |
| ・利用者の具体例 | 一般国民の全て  |
| ・司法書士の関与 | 不要（レベル1登録+アプリのインストールのみ）  |
| ・必要性や背景等 | ・国民に日司連および司法書士の存在を知ってもらう撒き餌<br>・国民に本人確認の際の多要素（所持要素）認証をしてもらうため  |
| ・補足説明等   | ・多要素認証を求められる場面が増加していることから、司法書士が関与しない場面にもこのアプリを通じて日司連や司法書士の存在を国民の社会生活の中に浸透させることができる（アプローチ経路の拡大）<br>・アプリを通じて日司連のプレス動画等を配信できる（広報活動の一環）<br>・司法書士会の会報等を国民に広く紹介することもできる<br>・ソフトウェアトークン（時刻同期方式）<br>・専用サイトで利用者登録した上でアプリをダウンロードし有効化するだけで使用可能となり、アプリの画面に表示される1分に1度変わる8桁のコード（OTP：ワンタイムパスワード）を利用するサイトに入力することで所持要素としての認証を受けることができる（Google等の大手企業が既に提供している）<br>・SMSで受け取ったOTPをサイトに入力することでも類似の結果は得られるが、SMSによる認証の場合は都度通信料が発生するため、極力使用場面を少なくすべき |

## 基2. 保管事実証明機能付クラウド機能

- ・利用者レベル レベル2
- ・利用者の具体例 レベル2登録者の内、NSRxの他の機能を利用する者
- ・司法書士の関与 不要
- ・トークンアプリ 必要  
アカウントページにログインしたとしても保管事実証明機能付クラウドサービスに接続する際にはOTPの入力が必要
- ・必要性や背景等 不動産登記法改正等対策部情報保管システムWT報告書に譲る
- ・補足説明等
  - ・領域の全てを暗号化し当該利用者でなければ復号できない
  - ・いわゆるデータストレージとしても利用できるが、利用者の求めにより、特定の電子ファイルに対して保管事実証明を行う
  - ・司法書士が関与しない、利用者が第三者に対して本人確認情報を提供する場面において、レベル2登録時に提供した印鑑証明書や運転免許証の画像データに保管事実証明書を付した上で開示することで、同一情報を繰り返し提供しなければならない手間から解放することができる

## 基3. 司法書士用のクラウド機能

- ・利用者レベル \*
- ・利用者の具体例
  - ・司法書士であれば誰でも利用できる（選択肢の提供に留める）
  - ・適切なクラウドが選択できない司法書士
- ・司法書士の関与 \*
- ・トークンアプリ 必要  
アカウントページにログインしたとしても司法書士用のクラウドサービスに接続する際にはOTPの入力が必要
- ・必要性や背景等
  - ・基2. 保管事実証明機能付クラウド機能の延長機能
  - ・ITスキルの低い司法書士を支援する
- ・補足説明等
  - ・司法書士業務で使用するデジタルファイルのバックアップクラウド
  - ・領域の全てを暗号化し当該会員でなければ復号できない
  - ・ITスキルのばらつきにより全ての司法書士が適切なクラウドサービスを選択できているとはいえない現状に鑑み、安全かつ簡単に接続できる業界専用クラウドを提供する。よくわからずにセキュリティ的に疑義があるクラウドを使用している司法書士ゼロを目指す
  - ・司法書士だからITに疎くてもしかたない、という時代は既に終わっていることを気づかせるための手土産（情報漏洩対策を意識する必要性）

## 基4. PDF生成機能

- ・利用者レベル レベル2
- ・利用者の具体例 いますぐPDF生成したいが環境がない者
- ・司法書士の関与 \*
- ・トークンアプリ 必要  
アカウントページにログインしたとしてもPDF生成サービスに接続する際にはOTPの入力が必要（生成ボタン押下後にOTPを入力）
- ・必要性や背景等 NSRx電子署名サービスの前手続き
- ・補足説明等
  - ・PDF生成ソフトウェアを持たない者に限らず、スマートフォン等からdocx拡張子等の電子ファイルをNSRxにアップロードするだけでPDFファイルを生成できる
  - ・生成したファイルにNSRxにより生成した旨を埋め込む

- ・生成したPDFファイルは基2。保管事実証明機能付クラウドに自動保管されるため、利用者はそこからダウンロードして取得する
- ・希望者にはPDFファイルに生成者としてNSRxの電子署名を付してからクラウド上に生成する
- ・スマートフォンから、全ての形式のファイルをPDF化できる。

#### 基5. NSRx認証局（日司連認証局の復活）

- ・利用者レベル \*
- ・利用者の具体例 マイナンバーカードを用いた電子署名はしたくないが、電子署名をしなければならない平取締役や監査役など
- ・司法書士の関与 \*
- ・必要性や背景等
  - ・NSRx上で行う本人確認を国内の基本とするためには必須となる
  - ・NSRx上で本人型電子署名を完結させるための必須機能
  - ・NSRx上で本人型電子署名を行うため
- ・補足説明等
  - ・公的電子証明書をもたない、または使いたくない者が実在する
  - ・司法書士事務所において対面による本人確認を経たレベル2利用者であることを条件とすることで、実在性を担保した電子証明書を発行することができる
  - ・司法書士としての電子証明書も自前払い出しできる
  - ・マイナンバーカード内の電子証明書と異なり、住所を変更しても失効しないという点は非常に実務上有益である（自前証明書だからこそできる）

#### 基6. 立会人型電子署名機能

- ・利用者レベル レベル2
- ・利用者の具体例 私人間取引において電子契約したい者
- ・司法書士の関与 \*
- ・トークンアプリ 必要  
アカウントページにログインしたとしても立会人型電子署名サービスに接続する際にはOTPの入力が必要（署名実行ボタン押下後にOTPを入力）
- ・必要性や背景等 登記実務においても利用が認められている現在、日司連が市場参入することで存在感を打ち出すことができる
- ・補足説明等
  - ・民間ベンダーが提供するサービスと同等程度の機能は必要
  - ・NSRxが署名した電子ファイルは基2。保管事実証明機能付クラウドに保管される

#### 基7. 本人型電子署名機能

- ・利用者レベル レベル2
- ・利用者の具体例 電子契約当事者となるレベル2利用者（契約当事者の全員がレベル2利用者である必要は無い）
- ・司法書士の関与 \*
- ・トークンアプリ 必要  
アカウントページにログインしたとしても本人型電子署名サービスに接続する際にはOTPの入力が必要（署名実行ボタン押下後にOTPを入力）
- ・必要性や背景等
  - ・NSRx上で行う本人確認を国内の基本とするためには必須となる
  - ・電子証明書払い出しベンダーとして市場参入するため
  - ・電子署名を行う環境整備をすることを手間と感じる国民をその手間から解放する（実際一生のうち数回しか電子署名を使う場面が無い国民にとっ

- ・補足説明等
  - て、この環境整備は相当ハードルが高いと思われる)
  - ・NSRxが払い出した電子証明書のマスターファイルをNSRx上の特殊領域に前もって格納しておくことで、利用者が電子署名を行いたい際に、都度電子証明書ファイルを直接使用することなくNSRxの操作のみで電子署名を付すことができるようになる（電子証明書ファイルを意図せず削除したためオンライン申請ができなくなった司法書士に着想を得た）
- ・備考
  - 基5. NSRx認証局から電子証明書を取得するためには、事前に、印鑑証明書や運転免許証などを添えて司法書士による対面本人確認を受けなければならないことから、行政機関からNSRxが払い出した電子証明書をマイナンバーカード内の電子証明書に準じる扱いとして運用してもらえる世界が訪れたことを前提に調査研究を行っている点に注意

#### 基8. 非対面本人確認用ビデオチャット機能（司法書士が関与しない本人確認）

- ・利用者レベル
  - レベル2
- ・利用者の具体例
  - ・NSRxに事前登録された資料と併せて非対面本人確認を行いたい者
  - ・利用者の全てがレベル2利用者であること
- ・司法書士の関与
  - \*
- ・トークンアプリ
  - 必要
  - アカウントページにログインしたとしても非対面本人確認サービスに接続する際にはOTPの入力が必要（本人である旨の申告ボタン押下後にOTPを入力）
- ・必要性や背景等
  - ・類似のサービスが存在しないため、世界初のサービスとなる
  - ・NSRx上で行う本人確認を国内の基本とするためには必須となる
  - ・「本人確認は日司連のNSRxで」を国内標準としたい
- ・補足説明等
  - ・ビデオチャットで非対面本人確認を行いながら、NSRxに登録されている情報と、基1. 多要素（所持要素）認証サーバーとデジタルトークンアプリを組み合わせて確認を行う
  - ・ビデオチャット中の全てのやりとりは、基2. 保管事実証明機能付クラウドに自動保管される

#### 基9. 非対面本人確認用ビデオチャット機能（司法書士が行う本人確認）

- ・利用者レベル
  - \*
- ・利用者の具体例
  - ・司法書士業務において確認する必要がある者
  - ・NSRx利用者である必要は無い
- ・司法書士の関与
  - 必要（基10. の実行を必須とする）
- ・トークンアプリ
  - 必要
  - アカウントページにログインしたとしても非対面本人確認サービスに接続する際にはOTPの入力が必要（本人である旨の申告ボタン押下後にOTPを入力）
- ・必要性や背景等
  - ・司法書士業界における非対面本人確認方法を標準化するため
  - ・NSRx上で行う本人確認を国内の基本とするためには必須となる
  - ・「本人確認は日司連のNSRxで」を国内標準としたい
- ・補足説明等
  - ・基8. 非対面本人確認用ビデオチャット機能（司法書士が関与しない本人確認）と同じ
  - ・現在司法書士が行っている非対面本人確認は、それぞれの司法書士が思う方法で行われており、そこに業界全体としての統一性や精度担保が存在しないという課題を解決したい

## 基10. 本人確認情報提供機能

- |          |  |
|----------|--|
| ・利用者レベル  | レベル2   |
| ・利用者の具体例 | 本人確認を受けている際に運転免許証や印鑑証明書の提示を求められた者  |
| ・司法書士の関与 | 不要   |
| ・トークンアプリ | 必要<br>アカウントページにログインしたとしても本人確認情報提供サービスに接続するにはOTPの入力が必要（相手方に情報を開示するか否かの意思確認としても使用する）   |
| ・必要性や背景等 | ・現在、日本国内では、オンライン上で利用者の身元を証明する方法が確立していない<br>・金融機関の窓口などにおいて運転免許証や印鑑証明書の提示を求められる際に、都度原本を提示しなくてもオンラインで閲覧できるようにしたい<br>・NSRx上で行う本人確認を国内標準とするためには必須となる  |
| ・補足説明等   | 想定する流れを参照  |
| ・想定する流れ  | 1 被確認者が、印鑑証明書や住民票の写しの提示を求められる<br>2 確認者が、被確認者のNSRx登録番号を照会サイトに、任意の識別名と併せて入力する<br>3 被確認者のアプリに、「2任意の識別名」が、あなたの情報を照会しようとしています。心当たりが有りますか?」と表示され、心当たりがある場合は、NSRxに登録されている情報の内、どの情報を開示するか選択（チェックマークを付ける）し、また補足情報を指定する<br>① 開示する情報を選択する<br>② 開示するPDFファイルのダウンロードを許可するか否か<br>※ダウンロードさせない場合画面に表示されるのみとなる<br>③ 開示するPDFの印刷を許可するか否か<br>※印刷を許可しない場合でも画面のスクリーンショットは可能となる（確認者側端末に依存するため、完全には禁止できない）<br>4 NSRx上で、確認者に提供する情報を一つのPDFとして生成し、被確認者のアプリ上にプレビューを表示する。このPDFは基2. 保管事実証明機能付クラウド内に、保管事実証明を付しNSRxの電子署名が付された状態で保存される<br>5 確認者は、このプレビューを確認し、開示するボタンを押下する<br>6 被確認者の画面に「閲覧準備ができました。OTPを入力してください」と表示される<br>7 確認者は被確認者にOTPを口頭で聞く、又はテンキーパッドを確認者に渡し入力を求める<br>8 基2. 保管事実証明機能付クラウドから4で生成されたPDFがダウンロードされる（但し1回限り、但し、被確認者は、いつでも、誰にどのような情報を開示したのか確認できる） |

## 第5 NSRxが不動産取引業界を先導するための機能

### 取1. 不動産登記申請データ作成機能

- |          |            |
|----------|------------|
| ・利用者レベル  | レベル2       |
| ・利用者の具体例 | 不動産登記申請当事者 |
| ・司法書士の関与 | 不要（本人申請）   |

- ・必要性や背景等
  - ・NSRx内で全ての取引を完結するために必要な機能
  - ・不動産取引標準基盤を日司連が主導するためには、本人申請についても射程を拡大する必要がある
  - ・司法書士が関与しない本人申請に関する情報についても、基2. 保管事実証明機能付クラウドに情報が蓄積されることになり、日司連は歓迎すべき
- ・補足説明等
  - ・本研究で想定している取引（建売売買の抹消・移転・設定）については比較的容易に構築できるであろう
  - ・一見すると登記申請の市場開放（海老）に見えるかもしれないが、NSRx上でその全てを行うならば、それはビッグデータ（鯛）となる

## 取2. 不動産登記申請データ送信機能

- ・利用者レベル レベル2
- ・利用者の具体例 不動産登記申請を行うか否かの最終実行要件を満たした者
- ・司法書士の関与 不要
- ・必要性や背景等
  - ・NSRx内で全ての取引を完結するために必要な機能
  - ・取1. で生成した登記申請データを管轄法務局に送信する機能
- ・補足説明等
  - ・本機能で生成した申請データを管轄法務局に送信するか否かの最終実行要件が揃えば、送信データを送信し受付番号等を受け取る
  - ・登記申請の状況については、司法書士業務ソフトと同程度に確認できるようにする

## 取3. 登記原因証明情報作成機能

- ・利用者レベル レベル2
- ・利用者の具体例 少なくとも義務者
- ・司法書士の関与 不要
- ・必要性や背景等
  - ・NSRx内で全ての取引を完結するために必要な機能
  - ・取引の過程で入力等した情報を自動的に整理し、基4. PDF生成機能でPDFファイル化して基2. 保管事実証明機能付クラウド内に、登記原因証明情報案として生成する
- ・補足説明等
  - ・不動産登記申請当事者が内容を確認した時点で、案から申請情報に使用する情報に昇格し、最終的に基7. 本人型電子署名機能により電子証明を付す（本人が自らの意思で電子署名したことになる）
  - ・基7. 本人型電子署名を行った係る登記原因証明情報についても、基2. 保管事実証明機能付クラウド内で長期保存されることになる
  - ・NSRx上で電子契約を行うため、契約当事者が同時に電子署名を行う必要はなく、契約当事者の全てが電子署名を行った時点で締結完了となる

## 取4. 不動産評価額取得機能

- ・利用者レベル レベル2
- ・利用者の具体例 不動産登記名義人
- ・司法書士の関与 不要
- ・必要性や背景等 NSRx内ですべての取引を完結するために必要な機能
- ・補足説明等
  - ・地方税法第422条の3に基づき各市町村から法務局へ通知しなければならないこととはいるが、実際に通知を行っている市町村は限られており、また、通知を行っていても、現状では紙ベースによる通知という情報あり

- ・各市町村のシステムが統一されているわけではないので、法務局に対して容易に通知できるだけの技術的環境が整備されていないことが実現の障壁になるであろう
- ・建前としては管轄法務局に対して評価額を照会すべきところではあるが、オンラインによる評価額取得が可能になるのであれば、各市町村から直接NSR<sub>x</sub>に評価額を提供してもらうシステム構築を検討すべきかもしれない

#### 取5. 融資審査申込情報送信機能

- |          |  |
|----------|--|
| ・利用者レベル  | レベル2   |
| ・利用者の具体例 | 融資を検討している買主とNSR <sub>x</sub> 参加金融機関  |
| ・司法書士の関与 | 不要   |
| ・必要性や背景等 | 不動産取引を全てデジタル処理で完結するためには必要となる機能   |
| ・補足説明等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・NSR<sub>x</sub>に参加している金融機関であれば地域性を問わず融資の申込ができるようになる</li> <li>・地方銀行においても融資審査に関するシステムを独自に運用しているようなので、そのシステムに対して必要情報（レベル2登録時にデジタル保管されたデータを含む）を金融機関に物件情報と併せて送信する</li> <li>・各金融機関が独自に行う融資審査の結果は、NSR<sub>x</sub>に提供してもらう</li> <li>・買主である利用者はNSR<sub>x</sub>内のマイページで審査状況を確認できる</li> <li>・特に地銀がNSR<sub>x</sub>に参加するインセンティブになるかもしれない</li> </ul>   |
| ・関連調査報告  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビットコインに代表される暗号資産は、資金決済に関する法律によればインターネット上において、不特定の者に対する決済に用いることができる資産とされており、不動産の売買代金決済に用いることも可能である（実際に自動車については決済できる企業が存在する）。したがって、NSR<sub>x</sub>においても暗号資産による代金決済に対応する必要があると考えられるが、登記事項として用いることができるか否かについては今後の登記行政の動向によるところと考えられる</li> <li>・実社会においては既に暗号資産による貸借が行われていることを知っておく必要がある</li> <li>・暗号資産の発行者が法定通貨発行権を有する国家であれば話は多少変わるが、通常の暗号資産には発行者が存在しないことによる債権性の有無についても今後の動向を注視しておく必要がある</li> </ul> |

#### 取6. 国外金融機関からの着金処理機能

- |          |   |
|----------|---|
| ・利用者レベル  | レベル2  |
| ・利用者の具体例 | 国外の金融機関を常用している者   |
| ・司法書士の関与 | 不要  |
| ・必要性や背景等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本国外の金融機関が、日本国内の取引に関与してくる可能性を考慮しておくべきである</li> <li>・国外の金融機関を利用している日本国民がどの程度存在するかを示すデータを見つけることはできなかったが、決して少なくはなく、そういう者こそフルオンライン取引に興味を示す可能性がある）</li> </ul> |
| ・司法書士の関与 | 不要  |
| ・補足説明等   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば、買主が自己名義の国外口座から代金を決済する場合だけでなく国外の金融機関から借入を行い日本国内の不動産を購入する場合なども想定しておくべきである</li> </ul>  |

- ・そこで、NSRxに登録する金融機関情報には、SWIFTに代表される国際決済方法にも対応しておくべきであろう

## 取7. 登記事項シミュレーション機能

- ・利用者レベル レベル2
- ・利用者の具体例 登記申請当事者
- ・司法書士の関与 不要
- ・必要性や背景等
  - ・今回行う登記申請により登記記録のどこの部分がどのように変更されるのかを、実際に登記申請を行う前に、新旧対照表に法的解釈を付した表示を行い、当事者が納得した上で登記申請を実行できるようにする
- ・補足説明等
  - ・NSRx内で行われる取引については、動画やわかりやすいUIを駆使した解説を多用し、利用者がわかりやすく納得した上で先に進む設計に務めるべきである
  - ・登記が完了すると、登記情報をもとに結果を表示する

## 取8. 法的理解アシスト機能

- ・利用者レベル レベル2
- ・利用者の具体例 登記申請当事者
- ・司法書士の関与 解説動画等で関与する
- ・必要性や背景等
  - 分らないことを分らないまま取引を継続することがないように、各段階にチェックポイント（解説動画の閲覧義務等）を設ける
- ・補足説明等
  - ・不動産取引に限らず、一般国民の大半が売買契約から生じる法的権利や義務の全てを正確に理解できずに取引に参加しているように思う
  - ・不動産取引標準基盤に参加する全ての者には、あらゆる場面において自らの意思により、次の手続きに進んでもらいたい
  - ・方法としては、場面毎になるべく多くの解説を示し、利用者が納得した上で先に進むことができる設計に務めるべきである

## 取9. 司法書士委任機能

- ・利用者レベル レベル2
- ・利用者の具体例 登記申請当事者
- ・司法書士の関与 あり
- ・必要性や背景等
  - ・当事者の求めにより司法書士がその代理人となり手続きを継続する
  - ・本調査研究で想定している取引以外の取引（相続等）を想定した場合、希望する当事者は相当数存在するであろう
- ・補足説明等
  - ・本調査研究では本人申請を原則としているが、当事者毎の都合により登記申請代理人を選任できるようにする
  - ・司法書士との委任契約についてもNSRx上で電子契約を行う
  - ・本人申請が原則としても、金融機関である当事者の求めにより司法書士の関与率は高くなるであろう

## 第6 NSRxの利用者登録レベル

### 登1. レベル1の登録

- ・対面本人確認 不要（利用者のみの手続きで利用開始まで行える）
- ・登録有効期限 無期限
- ・必要情報
  - ・NSRxをインストールできるスマートフォン
  - ・SMSを受け取ることができる登録者名義の電話番号

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メールアドレス</li> <li>・氏名（本名までは求めないが、原則として事後の変更を認めない）</li> <li>・現住所の最小行政区画</li> </ul>
・登録情報	必要情報として提供を受けた情報はNSRxに暗号化されて格納される
・提供サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基1（多要素認証アプリ） ○</li> <li>・基2（保管事実証明機能付クラウド） ×</li> <li>・基3（司法書士用クラウド） ×</li> <li>・基4（PDF生成） ×</li> <li>・基5（NSRx認証局） ×</li> <li>・基6（立会型電子署名） ×</li> <li>・基7（本人型電子署名） ×</li> <li>・基8（司法書士が関与しない非対面本人確認） ×</li> <li>・基9（司法書士が行う非対面本人確認） ○</li> </ul>
	-----
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取1（不動産登記申請データ作成） ×</li> <li>・取2（不動産登記申請データ送信） ×</li> <li>・取3（登記原因証明情報作成） ×</li> <li>・取4（不動産評価額取得） ×</li> <li>・取5（融資審査申込情報送信） ×</li> <li>・取6（国外金融機関からの着金処理） ×</li> <li>・取7（登記事項シミュレーション） ×</li> <li>・取8（法的理解アシスト） ×</li> <li>・取9（司法書士委任） ×</li> </ul>
・メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者にとってのメリット <ul style="list-style-type: none"> <li>・日司連提供の専用アプリを無償で使えるようになる →NSRxの機能を利用する際の本人確認で使用する</li> <li>・多要素認証が必要なサイトにログインすることができるようになる</li> </ul> </li> <li>・日司連にとってのメリット <ul style="list-style-type: none"> <li>・日司連の広報活動の場として使える</li> <li>・司法書士業界が行うイベントの広報を行える</li> <li>・現住所の最小行政区画をもとに司法書士会のPRが行える</li> </ul> </li> </ul>
・登録の流れ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者が仮登録サイトにメールアドレスとパスワードを入力する →メールアドレスが今後NSRxのログインIDとなる</li> <li>2 NSRxから本登録サイトのリンクが届く →メールアドレスの实在性が確認できた（所持要件） →本サイトにIDとしてメールアドレスを、パスワード（PW）として1で入力した文字列を用いてログインすると、NSRxのアカウントページ（マイページ）にアクセスできる。</li> <li>3 初回ログイン時のみアカウントページから、氏名およびSMS受け取り可能電話番号を入力する</li> <li>4 SMSで確認コードが届くので、それを画面に入力する →携帯電話の番号が確認できた（所持要件）</li> <li>5 画面に利用可能となった旨とQRコードが表示される</li> <li>6 専用アプリをインストールする</li> <li>7 画面に表示されているQRコードを専用アプリで読み取る →アプリが有効化される</li> <li>8 強制ログオフされた後、再度ログイン画面が表示され再ログインを行う</li> </ol>

9 再ログインすることで一連の登録作業が完了する

→知識要素としてIDとPW、所持要件として専用アプリに表示されている8桁の文字列（OTP：One Time Password）を入力しなければNSRxにログインできなくなる

登2. レベル2の登録

・対面本人確認

司法書士事務所に出向き、対面による本人確認が必要

→司法書士が長年培ってきた対面による本人確認を行う

→加えて基9（司法書士が行う非対面本人確認）を行うことで、本人確認時の利用方法を案内するとともに、その際のビデオチャット記録を基2. 保管事実証明機能付クラウドに保管する。

・登録有効期限

・1年毎に司法書士事務所です更新処理が必要

・更新処理を行わなかった場合はレベル1に自動降格

・必要情報

・レベル1の全て

・レベル1が有効化されたアプリ

・レベル2登録申請書（自筆署名・実印押印）

・印鑑証明書

・顔写真付およびICチップ付公的身分証明書の写し

・登録情報

必要情報として提供を受けた情報はNSRxに暗号化されて格納される

→公的身分証明書のICチップを読み取ったデータを含む

・提供サービス

・基1（多要素認証アプリ） ○

・基2（保管事実証明機能付クラウド） ○

・基3（司法書士用クラウド） ×

・基4（PDF生成） ○

・基5（NSRx認証局） ○

・基6（立会型電子署名） △（都度課金すべき）

・基7（本人型電子署名） △（都度課金すべき）

・基8（司法書士が関与しない非対面本人確認） △（都度課金すべき）

・基9（司法書士が行う非対面本人確認） ○

-----

・取1（不動産登記申請データ作成） ○

・取2（不動産登記申請データ送信） ○

・取3（登記原因証明情報作成） ○

・取4（不動産評価額取得） ○

・取5（融資審査申込情報送信） ○

・取6（国外金融機関からの着金処理） ○

・取7（登記事項シミュレーション） ○

・取8（法的理解アシスト） ○

・取9（司法書士委任） ○

・メリット

・利用者にとってのメリット

・レベル1の全て

・不動産取引標準基盤内のみで登記完了まで完結できる

・特に、基8（司法書士が関与しない非対面本人確認）を利用することで、不動産取引にかかわらず、高精度の本人確認を私人間取引においても行える（私人間取引における相手方のなりすましのリスク回避）

・日司連にとってのメリット

・レベル1の全て

## ・登録の流れ

- ・司法書士が関与しない不動産取引においても日司連の存在感を示せる
  - ・司法書士が関与しない登記事件に関する情報も収集できる
    - 係る不動産の次の取引に司法書士が関与する際の参考情報となる
    - 司法書士が関与しない取引数や利用者の挙動を収集できる
  - ・NSRxの基本機能の利用状況等が次世代業務を創設する際の生きた資料となる（司法書士業界のDX化を実現するために必要となる）
- 1 レベル1の登録を完了させる
  - 2 司法書士事務所に出向き対面による本人確認を受ける
    - 司法書士の神髄ともいえる対面による本人確認を受ける
    - 登録申請書の自署をレベル3の筆跡鑑定資料とする
  - 3 司法書士が顔写真付およびICチップ付公的身分証明書のICチップ内のデータを読み込みNSRx登録情報に追加する（NSRxの補助機能）
  - 4 司法書士に対面による本人確認を受けている途中であるが、基9（司法書士が行う非対面本人確認）を受ける
    - 非対面本人確認中のビデオチャットをもNSRxに保管することで、将来取引におけるなりすましを防止する
    - ビデオチャットの音声データを抽出しレベル3の声紋鑑定資料とする
  - 5 司法書士が本人であると確信した場合は、NSRxに必要情報を送信する旨のリクエストを要求する（NSRxに送信の要求は行うが、まだ送信されず、OTPの入力が求められる）
    - 登録のために提供を受けた印鑑証明書等は、司法書士が原本からPDFファイル化しNSRxにアップロードする
    - 登録のために提供を受けた印鑑証明書等の原本は、日司連のNSRx事務局宛てに送付し、保管する
  - 6 5のリクエストを受けたNSRxが登録希望者のNSRxアプリに、登録要求があった旨を通知する
  - 7 登録希望者のNSRxアプリに、5で司法書士が送信しようとしているデータの内容がプレビューされる
    - プレビューで登録情報を確認する（NSRxに登録される自分の個人情報情報を自らで確認する）
  - 8 登録希望者が7のプレビューを確認した上で、登録を希望する場合は、NSRxアプリに表示されているOTPを司法書士に伝える
    - OTPを教えることで登録を希望する意思確認とする
  - 9 司法書士が8で聞いたOTPを5の画面に入力すると、実際に登録情報が基2. 保管事実証明機能付クラウドにアップロードされ、到達と同時にNSRxが電子署名を付した上で保管が開始される
  - 10 正常に登録が完了すると、NSRxアプリのステータスの表示もレベル1からレベル2に変わる（一連の登録作業が完了する）

### 登3. レベル3の登録

- ・対面本人確認
  - ・登録有効期限
  - ・必要情報
  - ・登録情報
- レベル2と同じ
  - レベル2と同じ
  - ・レベル2の必要情報の全て
  - ・レベル3登録申請書（自筆署名・実印押印）
  - ・レベル2と同じ
  - ・声紋データ
    - 定型文を読んでもらいその音声を記録する
  - ・筆跡データ

- レベル2以上の登録申請書に自筆した署名画像に加えて、定型文を自筆した画像も登録する
- ・卒業アルバム等の本人でなければ持参し得ない情報（複数点）
  - 通常なりすましをしようとする者が長年にわたりなりすますことはないため、なるべく長い期間の情報を提供することが望ましい
- ・提供サービス レベル2に同じ、但し、基8（司法書士が関与しない非対面本人確認）、基9（司法書士が行う非対面本人確認）利用時に、より精度を高くするために、声紋照会や、筆跡照会を使うことができるようになる
- ・メリット
  - ・利用者にとってのメリット
    - ・レベル2の全て
    - ・私人間取引における相手方がレベル3であれば、なりすましのリスクをレベル2以上に回避できる（自己のみがレベル3である場合は、相手方により本人であることを証明できる）
  - ・日司連にとってのメリット
    - ・レベル2の全て
    - ・NSRxの基本機能の利用状況等が次世代業務を創設する際の生きた資料となる（司法書士業界のDX化を実現するために必要となる）
- ・登録の流れ レベル2の登録情報に、レベル3固有の情報を追加して行うのみで後は同じ

## 第7 NSRxの司法書士会業務支援機能

### 支1. デジタル会員証発行機能（リアルタイム有効性表示機能付き）

- ・所属会と司法書士名簿に存在する者であることを証明するアプリ
- ・有形物としての現行の会員証を持ち歩く手間から解放してほしい
- ・全ての司法書士会で行っている会員証発行の手間から解放してほしい
- ・スマートフォン内に生成するデジタル会員証は、所持要素を満たすことができ、かつ、リアルタイムに有効性を確認できるようにしてほしい
- ・所持要素があるため、第三者が研修の受付を行うことができなくなる（副作用）
- ・各司法書士会の開発と費用負担を削減してほしい

### 支2. 会務クラウド機能

- ・各司法書士会それぞれが一定の費用を投じてデータのバックアップを行っているが、全司法書士会がまとまればより安価でかつ安全な保管が行える（災害対応にもなる）
- ・理事会資料を中心に、会務を行う上で情報共有する方法に苦慮している司法書士会が少ないため、日司連が解決してほしい
- ・各司法書士会の開発と費用負担を削減してほしい

### 支3. 職印証明書発行機能

- ・職印証明書の用紙自体は国内で統一されているが、そこに記載される事項については、各司法書士会に委ねられている。一般国民からするとどこの単位会に所属しているかは関係なく、印影に対しての証明書という効能さえあれば足りる。とするならば、記載事項についても統一し、そこに所属会名を記載すれば良いように思う。
- ・各司法書士会の開発と費用負担を削減してほしい

### 支4. 登録調査面接用ビデオチャット機能

- ・司法書士業界に属する者が業務として行うビデオチャットをNSRxに統一する
- ・面接担当理事が事務所等から登録面接を行う際に、戸籍をはじめとした個人情報を安全に扱うために

も提供してほしい（被調査者の個人情報を実任意の方法でやりとりしているのが現状）

#### 支5. 総会のオンライン配信機能

- ・このご時世、司法書士会が頭を抱える課題の一つなので解決してほしい
- ・現在各司法書士会は配信したいとは思っているが、総会内容の情報を漏洩させないこと、オンライン閲覧している会員の議決権処理に対してまで慎重に検討しているところは多くないと思う
- ・会の最高議決機関である総会の運営を日司連がきちんと支援してほしい

#### 支6. 総会のオンライン電子投票機能

- ・性善説に立たなければ成立しない苦肉の策しかない
  - ・補助者等が議決権を行使していないか
  - ・二重投票は完全に排除できているのか
- ・支1. デジタル会員証を使った、電子投票を行えるようにしてほしい
- ・総会に限らず理事会等、活用の場面は広いはずである
- ・業界全体が一丸となってデジタル社会の潮流を乗り越えるのであれば、こういう事項についても目を向けてほしい

#### 支7. 総会の委任状管理機能

- ・現在議決権を他の会員に委任するためには委任状を郵送やFAXで送らなければならないという不便から解放してほしい
- ・業界全体が一丸となってデジタル社会の潮流を乗り越えるのであれば、こういう事項についても目を向けてほしい

#### 支8. 司法書士事務所電子私書箱機能

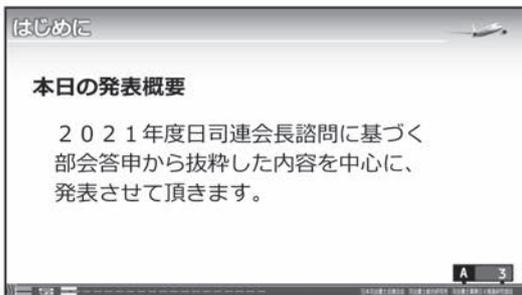
- ・NSRxのクラウドに全ての司法書士に個別領域を設置してほしい
- ・司法書士会が各会員に事務連絡する方法として、係る領域に資料をアップロードするだけで完結できるようにしてほしい
- ・日司連が司法書士会を経由して全司法書士に周知すべき事務連絡は、日司連が直接全司法書士に配布することができるようにしてほしい



1



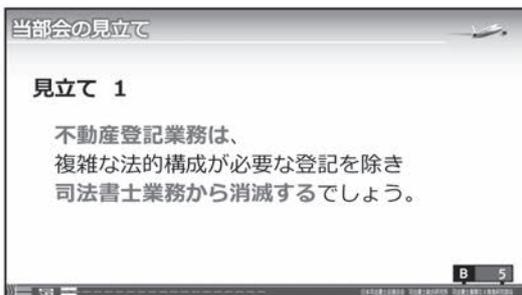
2



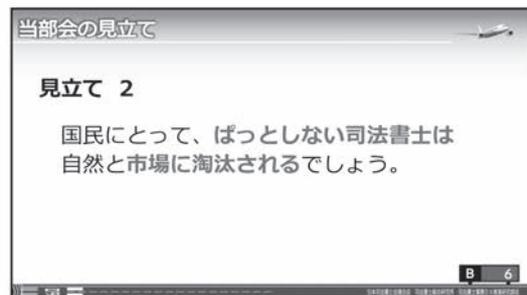
3



4

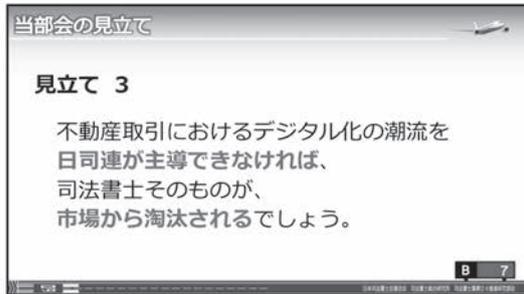


5



6

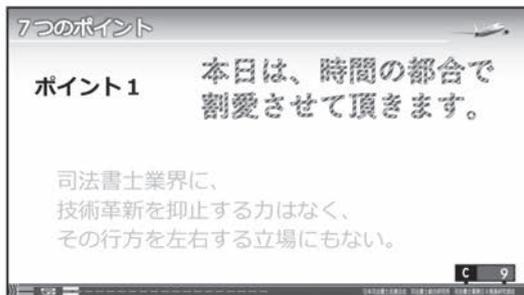
司法書士総合研究所  
司法書士業務DX推進研究部会



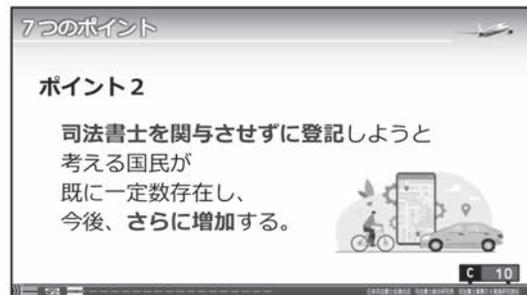
7



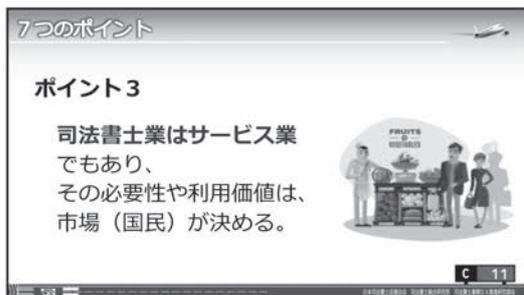
8



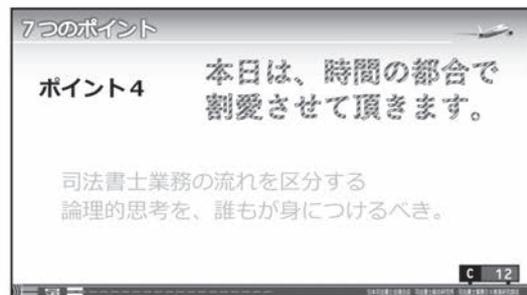
9



10



11



12

7つのポイント

**ポイント5**      **本日は、時間の都合で割愛させていただきます。**

司法書士の登記不関与率が上がっても、不確かな登記はそれほど増加しない。

C 13

13

7つのポイント

**ポイント6**

司法書士（+業界）が目指すべき道は、**デジタル処理に明るい「提案型」超専門職能。**



C 14

14

7つのポイント

**ポイント7**      **※ 本日のメイン**

デジタル化の潮流を日司連が主導できなければ、取引市場から司法書士は淘汰される。



C 15

15



16

7つのポイント [個別検討の抜粋]

**ポイント2**

司法書士を関与させずに登記しようとする国民が既に一定数存在し、今後、さらに増加する。



D 17

17

7つのポイント [個別検討の抜粋]

・ポイント2 司法書士を関与させずに登記しようとする国民が既に一定数存在し、今後、さらに増加する。

図表1-8-9 所得再分配によるジニ係数の改善の推移

- ・1990年から2017年までの約30年間、再分配後のジニ係数は、安定して0.37前後を推移
- ・所得格差は拡大していない？
- ・この30年で我が国の国民全体が貧しくなったことにより、経済的困窮者にかテゴライズされる人口が増えた？

D 18

18

**7つのポイント【個別検討の抜粋】**

- ・ポイント2 司法書士を関与させずに登記しようとする国民が既に一定数存在し、今後、さらに増加する。
- ・これまでの30年間、我が国ではデフレが進行し、30年前と比べて国民の所得は約10%減少しており国民が総体として貧しくなっている。
- ・従前と比べて、国民全体が貧しくなったことで、経済的困窮者にカテゴライズされる人口の絶対数が増加したとみることができる。
- ・登記申請当事者になる可能性がある国民の全てが、貧しくなったということの意味している。（司法書士も貧しくなっている可能性がある）
- ・目先のコストカットを優先したいと思う者が増加するのは当然であり、「司法書士に支払う費用（報酬）は無駄」と感じて「司法書士を関与させずに登記したい」と考える層が増加するのは時間の問題である。

D 19

19

**7つのポイント【個別検討の抜粋】**

- ・ポイント2 司法書士を関与させずに登記しようとする国民が既に一定数存在し、今後、さらに増加する。
- ・司法書士に依頼する全ての国民が、貧しくなった可能性がある
- ・司法書士は、貧しい国民から仕事を頂く、サービス業であることを認識しなければ、市場での存在感が、ますます怪しくなるのではないだろうか。
- ・従来は、本人申請は困難でハードルが高く、かといって司法書士に代替する方法もなかった。しかし、今後、誰でも簡単かつ安価な代替方法にアプローチできるとなれば、これまでの様子は一変するであろう。
- ・一度コストカットの対象となってしまった司法書士業界が、後になっていくら司法書士関与の重要性を説いたとしても、代替方法でも問題なく登記ができることを知ってしまった国民の心に響くことはないだろう。

D 20

20

**7つのポイント【個別検討の抜粋】**

- ・ポイント2 司法書士を関与させずに登記しようとする国民が既に一定数存在し、今後、さらに増加する。

**国民にとって、目的は登記が完了すること、司法書士は、それを実現するための単なる「手段」に過ぎない？**



D 21

21

**7つのポイント【個別検討の抜粋】**

- ・ポイント2 司法書士を関与させずに登記しようとする国民が既に一定数存在し、今後、さらに増加する。

**国民にとって、司法書士は、経路の一つ？**

「登記完了」という目的地に行くためには、次の3経路が存在する。

1. 本人申請 経由で目的地に行く。
2. WEBサービス 経由で目的地に行く。
3. 司法書士 経由で目的地に行く。



**経路を選択するのは、国民。**

D 22

22

**7つのポイント【個別検討の抜粋】**

- ・ポイント2 司法書士を関与させずに登記しようとする国民が既に一定数存在し、今後、さらに増加する。
- ・今後、誰でも簡単かつ安価な代替方法にアプローチできるようになれば

→ **あえて司法書士を選択しなくても、他にもっと安価な方法があるならば、そちらを選択しよう！と考える国民がいても、なんら不思議ではない。**

D 23

23

**7つのポイント【個別検討の抜粋】**

- ・ポイント2 司法書士を関与させずに登記しようとする国民が既に一定数存在し、今後、さらに増加する。
- ・従来は、本人申請は困難でハードルが高く、かといって司法書士に代替する方法もなかった。

→ **国民にとって他に手段が無かっただけ？しかたなく選択して頂いていただけ？**

※消極的選択肢からの脱却と、積極的選択肢への挑戦！

D 24

24

**7つのポイント【個別検討の抜粋】**

- ・ポイント2 司法書士を関与させずに登記しようとする国民が既に一定数存在し、今後、さらに増加する。
- ・近年登場した、司法書士が関与しない登記申請書作成WEBサービスは、極めてタイムリーに市場に登場しており、市場には確実にニーズが存在することを強く示唆している。
- ・このようなサービスが市場に普及すれば、経済的に困窮していない層においても、自分で問題なく低価格で登記が実現するならば、利用者が増えることが見込まれる。
- ・こうした潮流により、このままでは、司法書士が関与しない登記申請件数は今後徐々に増加するであろう。

D 25

25

**7つのポイント【個別検討の抜粋】**

- ・ポイント2 司法書士を関与させずに登記しようとする国民が既に一定数存在し、今後、さらに増加する。
- ・司法書士を関与させずとも「自分で登記ができた！」という、ある種の成功体験が増加すると、司法書士不要論の後押しになるだろう。
- ・今以上に国民に対して司法書士の「重要性」をアピールできなければ、司法書士離れを引き起こしかねない
- ・司法書士の重要性 司法書士に支払う費用（報酬）にどれほどの価値があるのか？  
司法書士報酬よりも安価な方法があったとしても司法書士に依頼する価値とは？

D 26

26

**7つのポイント【個別検討の抜粋】**

- ・ポイント2 司法書士を関与させずに登記しようとする国民が既に一定数存在し、今後、さらに増加する。
- ・日司連や単位会が行う「相続登記義務化に関する広報活動」についても注意が必要である。
- ①公益的立場を有する日司連等の目線で制度広報を行うこと と  
②国民の目線で司法書士報酬に見合うだけのメリット を  
いかに具体的に、かつ、さりげなく示せるかが勝負。
- ※①だけをひたすらアピールしても、司法書士業界にコンタクトしようとする者は限定的であろう。
- ※重要なのは② 国民に、司法書士報酬に見合うだけの恩恵を受けることができると感じさせることができなければ、受任には結びつかないだろう。

D 27

27

**7つのポイント【個別検討の抜粋】**

- ・ポイント2 司法書士を関与させずに登記しようとする国民が既に一定数存在し、今後、さらに増加する。

Q 「司法書士に頼めば、安心・安全・高品質。」  
と、国民は思うはず。  
価格だけで判断する国民は、  
いても極わずか。  
気にとめる程ではないはずだ。  
よって、司法書士業界は  
今まで通り安泰だと思う。



D 28

28

**7つのポイント【個別検討の抜粋】**

- ・ポイント2 司法書士を関与させずに登記しようとする国民が既に一定数存在し、今後、さらに増加する。
- ・司法書士業界が考える以上に、国民は費用対効果を意識している。
- ・国民は、コストに厳しくドライであることを、今一度認識する必要がある。
- ・安い手段を選択しても、本来の目的が達成できるのであれば、多少品質を落とすとしても、その妥協が許容できる程度なのであれば安い手段を選択する事にそう迷いはないであろう。

D 29

29

**7つのポイント【個別検討の抜粋】**

- ・ポイント2 司法書士を関与させずに登記しようとする国民が既に一定数存在し、今後、さらに増加する。
- ・安い手段を選択しても、本来の目的が達成できるのであれば、多少品質を落とすとしても、安い手段を選択する事にそう迷いはないであろう。
- ・司法書士自身も、本来の目的を妥協し、安価な手段を選択している。

目的 事務所からオンライン申請するにあたり、安定して通信できる回線が必要。オンライン申請中に事故りたくない！

実際 登記申請中に回線が断になっても文句が言えない安価な品質が悪い回線を使っている。最低通信帯域が保証された回線を使用しないのはなぜか？  
= 滅多に通信断にならないから？帯域保証という概念を知らない？

→ 司法書士も、本来の目的を妥協し安価な手段を選択している。

D 30

30

7つのポイント【個別検討の抜粋】

**ポイント3**

司法書士業はサービス業でもあり、その必要性や利用価値は、市場（国民）が決める。



D 31

31

7つのポイント【個別検討の抜粋】

・ポイント3 司法書士業はサービス業でもあり、その必要性や利用価値は、市場（国民）が決める。

・司法書士業務を継続して行うために必要と考えられる主な要素は、

- ①職人気質
- ②接客態度
- ③サービス業であるという自覚

・これらの①②③の全てにおいて「国民が求める基準」に達した司法書士のみが、司法書士業をビジネスとして成立させられる時代になりつつある。

D 32

32

7つのポイント【個別検討の抜粋】

・ポイント3 司法書士業はサービス業でもあり、その必要性や利用価値は、市場（国民）が決める。

①職人気質

1. まもなく制度誕生から150年とされる司法書士は、今では「国民に身近なくらしの中の法律家」として広く認知されるようになった。
2. これは、業界団体である日司連、その基盤となる個々の司法書士が長きにわたり、国民一人一人に寄り添い積み重ねてきたがゆえに得られた信頼である。（諸先輩方の功績）
3. 国民がイメージする司法書士は、法律家として職人の域に達していることは歴史が証明しているといっても過言ではない。先人の英知に恥じぬよう、また、これらも継続して国民の信頼を得続けるためには、幅広い研鑽が一層重要になると考える。

D 33

33

7つのポイント【個別検討の抜粋】

・ポイント3 司法書士業はサービス業でもあり、その必要性や利用価値は、市場（国民）が決める。

②接客態度

1. これはどのような業種であっても必要となる基本的要素である。
2. 今では行政サービスにおいても必須の要素であり、司法書士業で生計を成り立たせようとしている司法書士においても、必要不可欠な要素であることは疑い得ない。

D 34

34

7つのポイント【個別検討の抜粋】

・ポイント3 司法書士業はサービス業でもあり、その必要性や利用価値は、市場（国民）が決める。

③サービス業であるという自覚

1. 今後の司法書士業界にとって非常に重要となる要素である。
2. 国民にとって司法書士業務とは、求める結果（ここでは、正しい登記を完了すること）を達成するための手段に過ぎないという事実も認識しておかなければならない。
3. 利益を上げ事業を成立させるためには、「サービスを提供する（供給）側の都合」と、「サービスを利用する（消費）側の都合」のバランスがとれている必要がある。

D 35

35

7つのポイント【個別検討の抜粋】

・ポイント3 司法書士業はサービス業でもあり、その必要性や利用価値は、市場（国民）が決める。

③サービス業であるという自覚

4. 提供する側が、市場に対して究極的な革新的技術を浸透できる場合や、利益を度外視してサービスを市場に拡散させることを意図する場合、また、他に代替手段がなく事実上市場を独占できる場合であれば、供給側が市場にサービスを提供するにあたり、消費側の都合を気にすることは少ない。しかし、残念ながら司法書士業務はこれに類しておらず、供給側と消費側の両面からのアプローチを検討しなければ事業として成立しない。

D 36

36

7つのポイント【個別検討の抜粋】

- ・ポイント3 司法書士業はサービス業でもあり、その必要性や利用価値は、市場（国民）が決める。

司法書士法第3条業務の射程範囲について触れておく。司法書士業界は、なるべく独占領域が増えるよう、広義に司法書士業務を定義づけるが、市場、特に民間企業は、司法書士業務をなるべく狭義に定義付け、潜在的な商機分野を独占枠の外に位置付けることにインセンティブを持つ。

前述した「司法書士が関与しない登記申請書作成WEBサービス」は、司法書士の独占業務に抵触しないとの位置づけのもとで登場した。となれば、どの手段を使い目的（登記申請）を達成するかを決めるのは、当事者である国民の自由意思に委ねられていることになる。

D 37

37

7つのポイント【個別検討の抜粋】

- ・ポイント3 司法書士業はサービス業でもあり、その必要性や利用価値は、市場（国民）が決める。

司法書士業界側がいくら声高に司法書士関与の必要性を訴えても、実際に選択されなければ意味が無い。この点を、目利連や単位会は、この時代に行う業界PRの最適解について日々検討を重ねて頂きたい。

日々市場が変化する以上、業界PRの最適解も常に変化している点に注意が必要。

司法書士が行う登記業務は、一般国民にとっては複雑で、自ら行うには時間も労力も要することが多い。だからこそ、現在は司法書士に依頼している。

しかし、司法書士に代替する方法が有るのであれば、そちらを利用しようとするのは自然な流れ。

D 38

38

7つのポイント【個別検討の抜粋】

- ・ポイント3 司法書士業はサービス業でもあり、その必要性や利用価値は、市場（国民）が決める。

システム開発は日進月歩であり、日々、市場に新しいサービスが投入されている。司法書士という手段を使わずとも登記という目的が達成できる時代になりつつある。繰り返すが、国民にとっての司法書士業務は手段の一つに過ぎずよりよいサービスを提供し、国民にその良さを理解してもらわなければ、国民に他の手段を選択されてしまうのである。

D 39

39

7つのポイント【個別検討の抜粋】

ポイント6

司法書士（+業界）が目指すべき道は、**デジタル処理に明るい「提案型」超専門職能。**



D 40

40

7つのポイント【個別検討の抜粋】

- ・ポイント6 司法書士が目指すべき道は、デジタル処理に明るい「提案型」超専門職能。

人の目を見て、相手の感情をくみ取り、書かれていない行間を読み取る事は、人間である司法書士にしかできない。

D 41

41

7つのポイント【個別検討の抜粋】

- ・ポイント6 司法書士が目指すべき道は、デジタル処理に明るい「提案型」超専門職能。

過去にも、司法書士業界がデジタル化の波に直面した場面は数多くあった。古くはワープロの登場であり、最近では業務用ソフト、インターネット経由の登記申請のための光回線の整備などである。

しかし、これら今までのデジタル化の波は、司法書士業務のアナログ作業をデジタル処理に移したに過ぎず、司法書士の職域そのものに対して直接的に影響を与えるものではなかった。

ところが、近年の技術開発によるデジタル化の波は、これまでとは異なり、前述したWEBシステムサービスを筆頭に、司法書士業務の本質に影響するものが登場してきている。

D 42

42

7つのポイント【個別検討の抜粋】

- ・ポイント6 司法書士が目指すべき道は、デジタル処理に明るい「提案型」超専門職能。

当研究部会において、司法書士の本質的業務とは、登記申請にどのような事項を反映させるべきかを決定するまでの過程にこそあるという結論に至った。

具体的には、目を見て感情を読みとること、依頼者の発言の裏を読むような本音と建前をくみ取ること、聴取した事実と感情を法的に整理することなどである。これらに司法書士として培ってきた知見を加え、依頼者が真に望む目的に至る道筋を提案することこそが、自動化が難しい、生身の人間にしかできない領域であろう。

D 43

43

7つのポイント【個別検討の抜粋】

- ・ポイント6 司法書士が目指すべき道は、デジタル処理に明るい「提案型」超専門職能。

今後、司法書士業界が一丸となって、こうした「提案型」業務に取り組む必要がある。そのため、日司連は、そうした司法書士の養成を急がなくてはならない。

それこそ、司法書士は民間サービスに代替されない専門職能集団として生き残ることが可能であり、国民にとって司法書士の存在を不可欠にすることができるのである。

これが実現するならば、デジタル化の進展に何ら動じる必要は無い。なぜならば、単純に自動化される業務は、司法書士の本質的業務ではなく、いずれ淘汰されること避けられないからである。

D 44

44

7つのポイント【個別検討の抜粋】

ポイント7 ※ 本日のメイン

デジタル化の潮流を  
日司連が主導できなければ、  
取引市場から  
司法書士は淘汰される。



D 45

45

7つのポイント【個別検討の抜粋】

- ・ポイント7 デジタル化の潮流を日司連が主導できなければ、取引市場から司法書士は淘汰される。

当部会が、日司連に期待する領域は主に次の3領域

- ・私たちは、日司連にしかできない領域があると考えている。
- ・私たちは、日司連に、業務に付随する領域で存在感を示して欲しいと考えている。
- ・私たちは、日司連に、司法書士が関与しない民間取引の領域でも存在感を示して欲しいと考えている。

詳細は、次のセクション以降に譲る

D 46

46



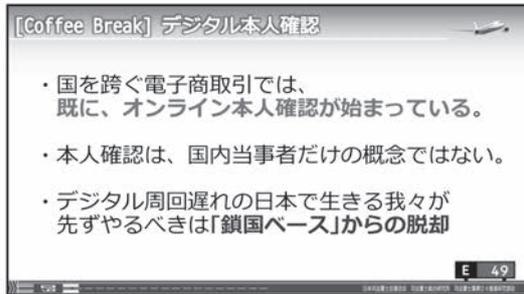
47

【Coffee Break】 デジタル本人確認

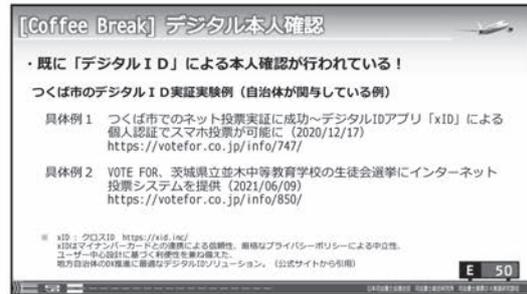
これからのデジタル社会で生きる全ての者は、何らかの「デジタル本人確認サービス」を利用しないと、私生活すらおくれられないでしょう。

E 48

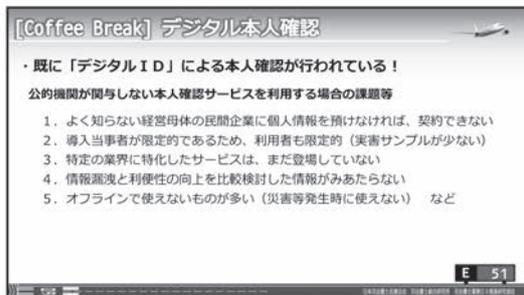
48



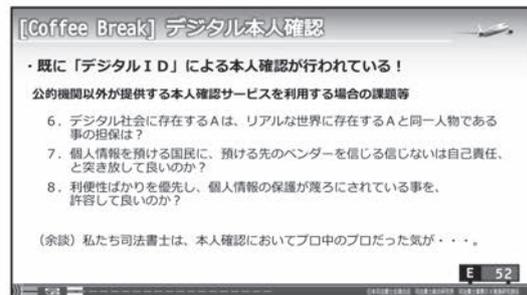
49



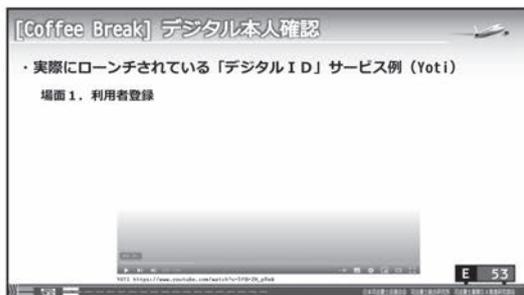
50



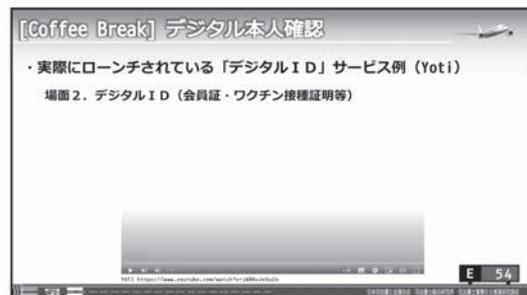
51



52



53



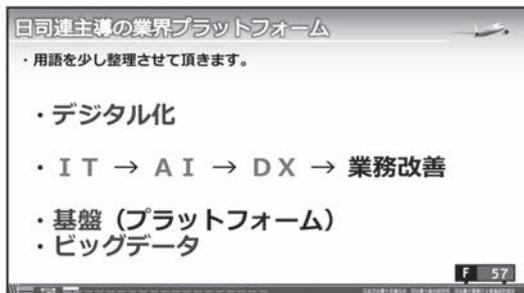
54



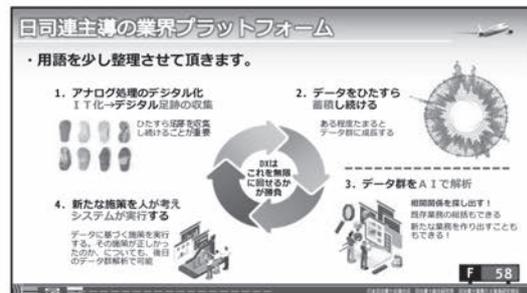
55



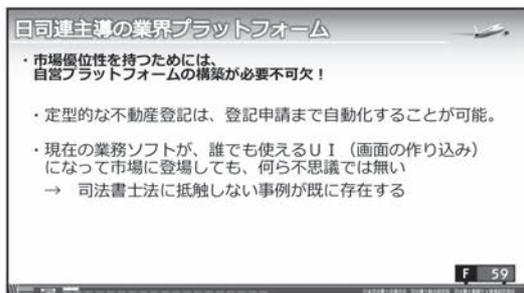
56



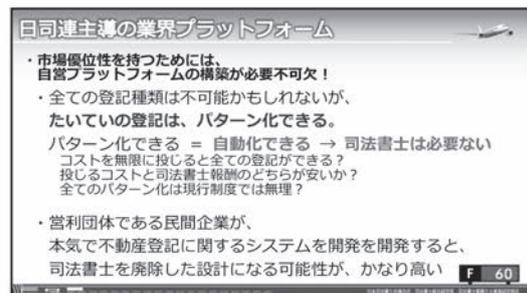
57



58



59



60

**日司連主導の業界プラットフォーム**

不動産業界や金融業界等が主導して開発したプラットフォームが市場に登場した場合、そのシステムの中で司法書士が登場する場面は、極めて限定的であろう。  
(事実上ほぼ廃除される)

日司連が、今まで通り、あらゆる登記の分野において、これまで通りの存在感を示したいのであれば、日司連が主導して開発したプラットフォームを、他業種に先駆けて市場に投入するしか手は無い。そこで、

F 61

61

**日司連主導の業界プラットフォーム**

- 市場優位性を持つためには、**自営プラットフォームの構築が必要不可欠!**
- これからの司法書士は、テクノロジーに裏付けされた武器を手に、専門職能として判断し業務執行することになると考える。  
※ AI 黎明期だからいえるだけ?
- テクノロジーはあくまでも裏方!  
現場の第一線で戦うのは、今まで通り、人間である司法書士!
- これからは、今まで以上に、**人と人、司法書士と依頼者が、いかに泥臭く付き合えるか、が重要視される?**

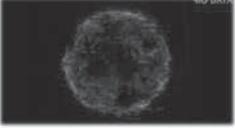
F 62

62

**日司連主導の業界プラットフォーム**

- 市場優位性を持つためには、**自営プラットフォームの構築が必要不可欠!**

業界と合わず社会はデジタル化している現代において、特に不動産の取引等の特定の市場で存在感を示すには、**自営基盤(プラットフォーム)でビッグデータを育てることが必要不可欠。**



※GAF A (最近ではHTS A A S ?)  
※以後、基盤名をN S R x と仮称する。

F 63

63

**日司連主導の業界プラットフォーム**

- 市場優位性を持つためには、**自営プラットフォームの構築が必要不可欠!**

(補足) プラットフォームを自営する主な理由

- D X 化を成功させるためには、ビッグデータの鮮度が重要!
- 手塩にかけて育てたデータ群(ビッグデータ)を、そうそう容易く他人に渡したくないと思うのが心情。
- 年2回や月1回など、不連続の細切れデータを手にしても、正しい分析や、施策の検討はできない。
- 他人から二次利用させてもらったデータは、手元に属した時点で過去のある期間を切り取った古い情報(鮮度が悪い)
- 他人が二次利用させてくれたデータは改竄されている可能性がある

F 64

64

**日司連主導の業界プラットフォーム**

- さらに市場に対して、**司法書士および業界の存在を示すために必要と考えるプラットフォームの機能群**

- 国民のため ・市場の不便を解決するための機能
- 国民のため ・国民の個人情報等を保護するための役割
- 実務のため ・司法書実務を支援するための機能
- 日司連のため ・日司連や単位会の既存事業を絡括するための機能
- 単位会のため ・単位会の負担軽減につながる機能

これらの全てのサービスを、日司連が自営するプラットフォーム(NSR x)で実施する事を提案致します。



F 65

65

**日司連主導の業界プラットフォーム**

- NSR xの利用者は誰なのか? 誰に開放する事を想定しているのか

- 一般国民(司法書士の依頼者に限定せず広く一般開放)
- 司法書士の依頼者
- 司法書士
- 単位会
- 日司連



NSR x利用者も、司法書士業界の内部だけに限定せず、広く一般開放する

F 66

66

日司連主導の業界プラットフォーム

・ユーザー登録のレベル毎に解放する機能を区別した例

ユーザーレベル 1	ユーザーレベル 2	ユーザーレベル 3
司法書士事務所の 開与が必要か否か	必要	必要
本人確認情報提供	必要	必要
デジタルID	○	○
OTPトークン	○	○
NSRクラウド	○	○
非対面本人確認	○	○
電子証明書付与	○	○
本人型電子契約	○	○
非対面文書開示	○	○

F 67

67

日司連主導の業界プラットフォーム

1. 市場の不便を解決するための機能

- ・ワンタイムパス・トークンのアプリ(OTP)
  - ・NSRxの利用者確認時にも使用
  - ・任意のサイトにログインする際の多要素認証に使用 (所持要素の補充ツール)
- ・NSRx経由による本人確認情報の提供
  - ・事ある毎に提供が求められる。印鑑証明書や住民票の写しなどの本人確認情報の提供を、NSRx利用登録時に発症を開始したデータで準備する。日司連が保管証明したデジタル文書で足りる運用を標準化する。
- ・日司連認証局による電子証明書の復活 (利用者を司法書士に限定せず、広く開放する)
  - ・代表権が無い平取押印や監査役が日常的に電子署名できるようにする
  - ・レベル2以上のユーザーに限定し、準公的証明書として使ってもらえるよう標準化する
  - ・住所が移転すると失効するマイナンバー内の電子証明書より使い勝手が良い可能性がある
  - ・本人型電子契約をNSRx内で実行できるようにする。
  - 立会型電子署名よりも意思確認のレベルが向上する

F 68

68

日司連主導の業界プラットフォーム

1. 市場の不便を解決するための機能

- ・ワンタイムパス・トークンのアプリ(OTP)
  - ・NSRxの利用者確認時にも使用
  - ・任意のサイトにログインする際の多要素認証に使用 (所持要素の補充ツール)

事前登録した特定のサイトにログインする際、本人確認を多要素認証で受ける場面で使用。  
→ NSRxアプリに表示された文字列に係るログイン画面に入力することで本人確認を行う。

F 69

69

日司連主導の業界プラットフォーム

1. 市場の不便を解決するための機能

- ・NSRx経由による本人確認情報の提供を標準化する
  - ・事ある毎に提供が求められる。印鑑証明書や住民票の写しなどの本人確認情報の提供を、NSRx利用登録時に保管を開始したデータで準備する。日司連が保管証明したデジタル文書で足りる運用を担う。

司法書士事務所  
登録時に定める本人確認情報の際は、別記のとおり

1 C オフセット証明書の1 C チラシの準備など

F 70

70

日司連主導の業界プラットフォーム

1. 市場の不便を解決するための機能

- ・日司連認証局による電子証明書の復活 (利用者を司法書士に限定せず、広く開放する)
  - ・代表権が無い平取押印や監査役が日常的に電子署名できるようにする
  - ・レベル2以上のユーザーに限定し、準公的証明書として使ってもらえるよう標準化する
  - ・住所が移転すると失効するマイナンバー内の電子証明書より使い勝手が良い可能性がある
  - ・本人型電子契約をNSRx内で実行できるようにする。
  - 立会型電子署名よりも意思確認のレベルが向上する

F 71

71

日司連主導の業界プラットフォーム

2. 国民の個人情報等を保護するための役割

- ・市場においてデジタル本人確認サービス提供会社は、今後益々増えるであろう。個人情報を集めたい側の好きにさせて良いのかと思う場面が多々出てきている。
- 設定が間違っていたなどと言われ、情報漏洩されても泣き入りさせられるのが常
- ・営利団体が個人情報を集める側のサービスをする。国民にとって、ろくな事にならないのは歴史が証明している。
- ・一般消費者が何らかの役務提供を受ける際、特定の本人確認サービスへの登録が条件となっている事例が既に発生している。(事実上、一般消費者に拒否権はない)
- ・国民から一定の費用を得ているであろう非営利団体でもある日司連が、本人確認サービスを広く国民に提供することで、よくわからない企業に一般消費者の大切な個人情報を扱わせない

F 72

72



日司連主導の業界プラットフォーム

5. 単位会の負担軽減につながる機能

- デジタル会員証の発行および有効性検証 ←デジタルIDは総会運用にも活用可
- 単位会会員証をデジタルIDとして交付する
- 5年に一度の全会員一括更新に替る職員のリソースを転用できる（埼玉会の場合）
- スマートフォンに取り込めることで不携帯が激減する



現在の課題は、「単位会の負債であること」を認識しているにすぎず、「司法書士であること」については、解らぬままにしている。負債は返済義務を伴うという点に、留意して考えなければならない。負債の返済に十分な資金が確保されているのか？ いくら貯蓄があっても、単位会会員・司法書士という属性は消滅しない。この辺りを見直さなければならないか？

F 79

79

日司連主導の業界プラットフォーム

5. 単位会の負担軽減につながる機能

- 単位会共通機能の巻き取り
  - 全ての単位会が有する機能を、単位会毎に開発し維持管理するのは、業界全体における経済的損失（災害対応もできる！）
- 現在の課題
  - 全ての単位会が、独自に会務システムを導入している
  - 全ての単位会で、使用している会務システムの機能はほぼ同じ
  - 全ての単位会で、開発や運用維持コストが必要
  - 無駄なコストが、50カ所に分散されており、課題が表面化していないだけ？
  - 各単位会で使っていないHDD等のストレージ容量を合わせると相当量になる
- 単位会の運用を統合するだけで、業界全体に分散している重複コストを相当圧縮可！
  - 会員が支払った貴重な会費を、他の有益な事業に再割り当てできるようになる！



F 80

80

日司連主導の業界プラットフォーム

5. 単位会の負担軽減につながる機能

- 登録調査パッケージ
  - 個人情報を守る側の司法書士になるためには、先ずかって自己の個人情報も危険にさらされているかもと、不安を抱かなければならぬという現実・・・
- 現在の課題
  - 登録面担当がオンラインで実施されるようになった事による課題
  - 被面接者の個人情報も面接担当者へメール等で配布されている
  - 面接担当者の良心に依り、被面接者の個人情報を削除している
  - 映像処理サーバや通信経路において、情報漏洩対策できている保証が全くない！ など



面接担当者 NSRx 被面接者

F 81

81

日司連主導の業界プラットフォーム

5. 単位会の負担軽減につながる機能

- 総会運営パッケージ
  - 現在の課題
    - 総会がオンラインで配信されるようになった事による課題
    - 各単位会が配信する方法を独自に検討しなければならない
    - 全ての単位会が、手順に従えばオンライン配信できるようにすべき
    - オンライン出席者には、議決権が無い（ただ配信しているだけ）
    - 映像処理サーバや通信経路において情報漏洩対策できている保証がない など



デジタルIDによる出席確認

総会会場 NSRx 所属会員 電子投票

F 82

82

日司連主導の業界プラットフォーム

5. 単位会の負担軽減につながる機能

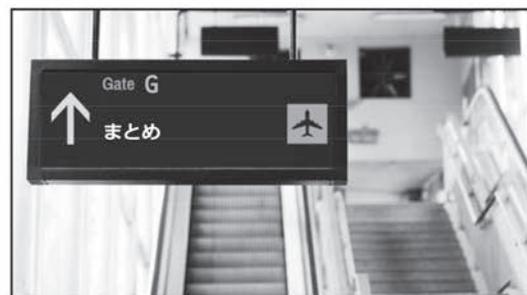
- 電子私書箱（単位会から届く電子文書の受け取り用）
  - 現在の課題
    - 会員の事務連絡をメールで送信すると、会員数（送信先数）によっては、通信制限を受けて一度に送信できない
    - 会員をグループ分けし、各グループ毎にメールを送信している
    - 通信制限は、30分程度時間を開けなければ次のメールが送信できない
    - メールを送受信し過ぎが相当数になり、使用PCが重くなる
    - ・有料サービスを使い、全会員に一括送信できるようにしている など



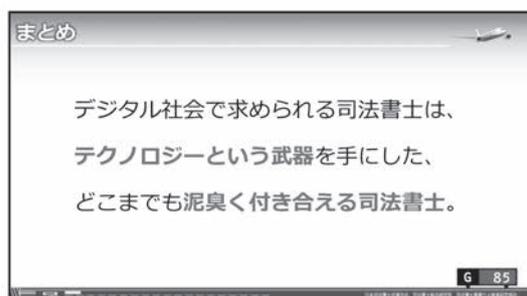
単位会事務局 NSRx 所属会員

F 83

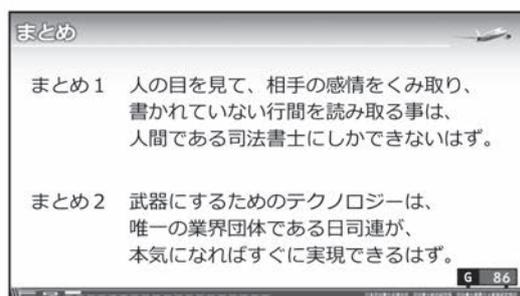
83



84



85



86



87

司法書士総合研究所  
司法書士業務DX推進研究部会

15